

島おきなわ

2020年
4月号
No.456



◎連載ピックアップ

リレー
Relay
Essay

エッセイ

～先人達から
引き継いだ宝物～

東村長 當山 全伸

この
人
に
聞
く

沖繩市町村
今昔 99

前うるま市長
知念 恒男

◆沖縄県の離島医療のあゆみ vol.19

「～離島医療は最後尾?それとも～」

公益社団法人地域医療振興協会 沖繩地域医療支援センター長 崎原 永作

◆おきなわ气象台日より

「南大東島地方气象台と島での暮らし」

南大東島地方气象台長 新垣 昭二

◆新連載 琉球歴史研究家 賀数仁然の「はいさい沖繩」

第一話 ～世界とつながる ウチカビ文化～

※詳しい掲載内容は、裏面の目次でご確認ください。

花と水とパインの村 東村

表紙の写真：つつじ祭り会場（村民の森つつじ園）



東村は、沖縄本島北部「山原」（やんばる）と呼ばれ、東海岸に位置する自然豊かな村で、国頭村、大宜味村とともに世界自然遺産の候補地です。3月に開催される「つつじ祭り」において、およそ5万本のつつじが植栽されており、祭り期間中は色とりどりの花を咲かせ多くの来園者を楽しませています。

また、県下一の「福地ダム」、日本一の生産量を誇るパインアップルで知られており、「花と水とパインの村」をキャッチフレーズに村づくりを進めています。最近では豊かな自然資源を活用した「エコツーリズム」、本格的な沖釣りや、沖縄の伝統的な漁法が体験できる「ブルーツーリズム」、村ならではの農業や暮らしが体験できる「グリーンツーリズム」などの体験型観光の推進にも力を入れています。

表紙写真・文（東村役場 総務財政課）

自治おきなわ 2020年4月号／No.456

contents 《目次》

◆ リレーエッセイ	
— 先人達から引き継いだ宝物 — 東村長 當山 全伸	01
◆ この人に聞く vol.99	
前うるま市長 知念 恒男	02
◆ 沖縄県の離島医療のあゆみ vol.19	
— 離島医療は最後尾?それとも —	
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作	08
◆ 琉球歴史研究家 嘉数仁然の「はいさい沖縄」	
第一話 — 世界とつながる ウチカビ文化 —	11
◆ おきなわ気象台だより	
— 南大東島地方気象台と島での暮らし —	
南大東島地方気象台長 新垣 昭二	12
◆ 第190回 沖縄県町村会定期総会開く	14
◆ 令和元年度「地域医療従事者」表彰式	16
◆ 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会	18
◆ 平成30年度 市町村決算の概要	23
◆ 令和2年度 研修計画	36
◆ 要請	69
◆ 会務の動き	71
◆ 市町村一覧	74

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。
常時、8冊掲載しております。



東村長 とう やま まさ のぶ
當山 全伸

— 先人達から引き継いだ宝物 —

東村は、大正12年4月1日に旧久志村（現在の名護市）から分村し、今年で村政97年になります。人口は令和元年末で1,764人、総面積は81.81km²となっており、そのうち約72.5%が山林原野、約10%が農用地となっています。延長は、南北26kmで、全般的に南東の太平洋に緩やかに傾斜しています。

東村の歴史として、戦後の復興期には、広大な山林原野から建築用資材や燃料用の薪の切れだしが行われていましたが、限られた天然林の過大な伐採となり、森林保全が強く求められ行政措置がなされ始めました。さらには、林産物の需要低迷による価格の下落で、村民の生活を圧迫していきました。このような村内経済を立て直そうと林業から農業への転換を推進し、すもも、茶、バナナ、パインアップル等の植え付けが始まりました。その作物の中でも特に東村の土壌、地形条件からパインアップルの栽培に適していることで生産が拡大していきました。しかし、復帰後の公共工事（道路、土地改良等）やパインアップル畑の植え付け更新時の表土除去による赤土が谷間から川、海へと流出し、赤土の汚染が広がっていきました。

このような状況から、赤土の流出を防止して自然環境の保全を図るために、県内でも初めての「赤土等の流出防止条例」を昭和54年12月に制定し、対策に取り組んでおります。その後、平成19年9月にパインアップル拠点産地に認定され、パインの村として広く知られています。

昭和51年からは、観光施設の拠点として、「村民の森つつじ園」の整備が始まり、45,000本のつつじが植えられました。その整備を村民ぐるみで行い、現在では春の観光名所として多数の観光客が訪れています。

このように、自然を大切に守りながら村民参加の行政を実施をすることで、東村は発展をしてきました。

村民に親しまれ、歌われてきた村歌の中に、村民の自然に対する思いがあるように感じます。

『無限に続く海原と豊かに繁る森林は神の
与えしわが村の尽きせぬ宝ぞ永久に』

先人達が守り育てたやんばるの森は、国立公園に指定され、さらに世界自然遺産登録に向けて国、県、関係市町村、関係機関と取り組んでいるところです。必ず登録されるものと期待しています。

さらに、その森は村内の2ダム（福地ダム・新川ダム）の水源地域として県民の6割の水を供給しています。先人達が守ってきた恩恵としてやんばるの森を地域活性化に活用してまいります。引き継いだ宝、奇跡の森、多様性に富んだ森を次代に引き継いでいくことがなによりも重要なことであると私は考えております。また、県民の水がめとして大切な水源地域の森林を守ることで、県の発展にも寄与しているものと思っています。

今後もコツコツと幸福度の実感できる村づくりを目指し、村民と協働で推進してまいります。

この人に
聞く
沖繩市町村
今昔 99
前うるま市長
ちねんつねお
知念恒男



昭和 15 年 9 月 11 日生まれ。うるま市具志川出身。
昭和 45 年 4 月から旧具志川(現うるま)市議に 6 期連続当選。その間、教育民生委員会委員長、市議会議長歴任。
平成 9 年沖繩国際大学短期大学部国文科卒業。その後、平成 10 年から具志川市長を 2 期、平成 17 年にうるま市長を 1 期務められた。
退任後は、趣味の土いじりや樹木鑑賞の傍ら、地域のボランティア活動等へ積極的に参加し活躍されている。

「この人に聞く」は、25 年続く企画で、沖縄の自治の担い手であった方々 40 名以上にお話しをお聞きしてきました。自治の実態を後世に残すことが目的です。同時に政治リーダーがどのように生み出されていくか、そしてどのような成果や苦労があったかも記録してきました。語られるのは個人史ですが、それを通して沖縄の社会や自治の実相が見えてきます。知念さんは、若くして市議に当選、6 期務め、具志川市長を 2 期そして初代のうるま市長をお務めになりました。那覇市、沖縄市につぐ県内第三の都市を作った功労者のお一人です。今回は、知念さんの生い立ちから議員になるまでをお聞きします。

— お生まれは具志川ですか。

知念 昭和 15 年(1940 年)旧具志川市の字具志川で生まれて、ずっと字具志川です。戦後短い期間はあちこち疎開をしました。字具志川は、琉球王国時代の具志川間切り(後の具志川村そして具志川市)のドウムラ(中心)です。兄弟は男 4 人女 2 人の 6 人で私は長男です。次男は昭和 19 年の生まれで、私と 4 歳離れております。実はこの間に妹がいましたが、昔は乳幼児のとき亡くなることが多く、妹も育たなかったそうです。

— 実家は農家ですね。

知念 そうです。親父は農業をしていました。戦前は、現金収入がないものですから、コメも精米をして売るんです。また地元の小さな製糖工場で作った黒糖を荷馬車で那覇の港まで運ぶ。那覇に行き、那覇で何かを買って帰ってくる。何を運んだかは今となってはわ

かりませんが、たぶん家で必要なもの、頼まれたものだったのでしょ。こんなこともあったそうです。疲れて馬車の上で居眠りをしてしまい、どこかの集落で若者たちにいたずらされたのでしょ、手綱を緩められ、気が付いたら馬車は那覇に戻っていたそうです。

戦後すぐは軍作業に行っていました。戦果（米軍の物資を持ち出すこと）を挙げるのができない質で、夫婦と一緒に農業をして自給自足でやった方がいいのではないかと、軍作業をやめ、牛、豚、やぎ、鶏を飼い、キビや米を作っていました。

サトウキビ栽培が本格的に始まったのは高校2年のころです。その頃は、収穫したキビを西原の工場まで運んでいました。サトウキビ栽培をしてからは、毎年、安定的に現金収入が入ってきたわけです。キビは当時の農家にとっては救世主のようなものです。でも労働時間からすると当時の農家の生活は厳しいものでした。

— 戦前の子どもの様子はどうですか。

知念 当時はムラヤー（村屋）と言っていましたが今の公民館です、そのムラヤーの中に幼稚園があり、そこに通ってました。もちろんはだしです。モンペみたいなものを着ていましたね。パンツは穿いていなかったです。沖縄の戦前の田舎では、幼稚園は少なかったと思います。正式な学習はなかったのではないでしょか。そこで先輩と遊んだ記憶は今も鮮明です。



聞き手の仲地先生

— ムラヤーは琉球王国時代からの言葉でしょうね。今は、地域によって呼び名が違います。私のところはふれあい公民館、息子の住んでいるところは今もムラヤーです。クラブ、自治会集会所、字事務所というところもあります。自治会のことを公民館と言い同時に事務所のある建物も公民館と言う例も県内は多いですね。

知念 具志川では公民館（字事務所）です。

— 具志川公民館は、『具志川字誌上巻・下巻』合わせて1,400ページの立派な字誌を出していますね。字の力は、これだけの記録を残したことからわかります。それによると字具志川は、貝塚時代の遺跡もあり古い集落ですね。グスク時代の遺跡である具志川城跡もあります。戦争のときはどうされていましたか。

知念 沖縄戦が始まるまで字具志川の中で生活をしていました。ムラヤーの前に非常用のサイレンがあり、当時の区長さんが避難訓練のときなどサイレンを鳴らしたのを憶えています。放送施設のない時代ですから緊急事態はそれで知らせたのです。

— 空襲がありましたか。

知念 ありました。3月頃からだと思います。防空壕の生活を余儀なくされました。そのころ親父は軍に徴用され、馬車で軍の物資を南部まで運んでいました。西原か与那原あたりで攻撃されて、馬車を捨てて歩いて戻って来ました。私たち母子が防空壕にいた時、弟はまだ1歳で、「泣いたら人がいることがわかるから、出て行ってくれ」と言われました。そこにいたおじいさんが、「今出ていったら危ないから、もう少し待ちなさい」と止め、久葉のうちわで扇い

でできていました。その後は母方の実家の防空壕に移りました。米軍が本島中部の西海岸に上陸したのが4月1日で、すぐに具志川方面にも攻めてきたので、より安全な場所を求めて壕から墓へ移動しました。どこの墓かは関係なかったですね。私たちも天願家の墓にかくれた時もありました。門中墓で数人が入れる広さの墓でした。

— 戦争の被害はどうだったのですか。

知念 叔父や従弟など親戚には亡くなった方がいますが、私の親兄弟は無事でした。しかし具志川には集団自決の歴史があります。青年団が具志川グスク跡の中腹の壕に集まり手榴弾で集団自決したのです。米軍が上陸したら女性は辱めを受ける、男はすぐやられると言われていましたから。字誌の記録に残っていますが、4月4日のことで13人死亡し、10人は身体に障害を負ったり目をやられたりと重軽症を負いながら生き残りました。後に壕を見にいきました。砲弾があり、天井も黒焦げになっていました。

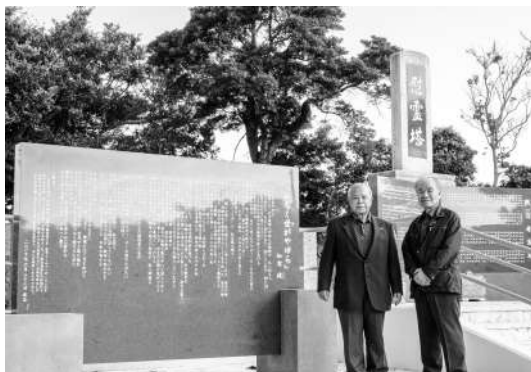


具志川城址を背に

— 沖縄戦時の集団死は、読谷村のチビチリガマや座間味村が知られていますね。

知念 以前はそこに1947年建立の慰霊塔があり、毎年慰霊祭をしていましたが、1957年に具志川アシビナーに移設されました。アシビナーには、「みるく

世がやゆら」の碑もあります。戦後70年の年に沖縄全戦没者追悼式で朗読された当時与勝高校3年生の知念捷さんの読んだ詩を刻んだものです。この詩は、萩京子さんという作曲家が合唱曲にし、歌われています。



「慰霊塔」・「平和の詩記念碑(みるく世がやゆら)」の前にて

— 戦後のスタートはどうでしたか。

知念 字具志川の海岸近くに小さな流れがあり橋がかかっていた。米軍の侵攻を止めるということで、その橋を壊したのですが、翌日には米軍があっという間に土砂をいれ渡れるようにするのを高台から見て、米軍の力に子どもながら驚きました。

わが家の終戦は、天願家の墓を出た後、字内の広場に集められ、DDTを頭からかけられたところから始まります。ノミや虱を駆除するためでしたが、殺されると思い大変怖かったです。米軍のトラックに乗せられ勝連内間に連れていかれました。勝連南風原に疎開させられた人もいます。

— 戦火が止んだ後になって疎開したということですね。

知念 疎開がどんな段取りで行われた不明ですが、自分たちの場合は親戚だけでした。最初は米軍のトラックで勝連の内間に連れていかれました。松井家という地域の有力者の家が割り当てられました。内間から戻ってきたら、今度は宜野座村の惣慶に移動

させられました。これも軍の命令です。誰が計画したかわかりませんが、疎開者収容のためにつくられた大きなかやぶきの家があり、かなりの人数が入れました。2世帯から3世帯ごとにちょっとした間仕切りはありましたが、きちんと仕切られてはいなかった。軍から配給物資があり、並んで受け取るんですよ。宜野座の惣慶は湧き水があり、小さな川が海に流れていました。海で遊んだ後、そこで水浴をして潮気を流したものです。成人したあとは、年に何回か休みの日に弁当を持って、惣慶の浜に行って思いにふけたものです。惣慶や勝連内間の恩を忘れてはいけなと。そこでの疎開生活は1年はいなかったと思います。

— 字具志川の地域はどうなっていたのですか。

知念 字具志川は今の県道8号線で上と下に分かれ、道上の方は戦後そのまま住めましたが、道下は米軍が規制し入れませんでした。道上の方は、そのもともとの住民が疎開していた間に具志川以外の人たちが住んでいたという状況もありました。道下の海岸に近いところは、米軍の食料倉庫があり、そのために疎開させられたのでしょうか。米軍は早い時期に撤収し、すぐに普通の民間地になりました。知念家は、最初は母方の親戚の家に戻りました。道上の一番上の方に親戚の何所帯かで住んでいました。道下にブラマという港があり、大きな軍艦(LST)が入港していました。海が深くて軍艦が入港できたのです。あるとき親父が、「早くしろ」「逃げろ」と叫ぶので何かと思ったら、軍艦が爆発したのです。道上まで破片が飛んできました。この事故で怪我が二人でたそうです。海には軍艦の残骸が十年以上も残っていました。スクラップブーム時に業者が解体して持っていったのでしょうか、やがてなくなりました。こんな思い出もあります。小学校6年の時ですが、船底の鉄板の下を船の向こうまで

潜る遊びをしていたのですが、船のどこかにひっかけて、足の親指を深く傷つけたことがあります。その傷跡は今も残っています。

— 腕白少年だったのですか。伊江島では、波止場で米軍の弾薬輸送船が大爆発を起こし地元の連絡船が巻き添えを食い100人以上が亡くなり、70人が負傷するという大事故が起きています。具志川の場合はそれほどの惨事にはならなかったのですか。疎開から戻り、戦後の生活が始まります。

知念 那覇辺りの方々が、避難してきて、この辺りの人口が急激に増えました。米軍は、前原市を設置しました。市長は当銘由伸さん。

— 沖縄諮詢委員会が出した地方行政緊急措置要綱に基づく市ですね。沖縄本島に16市設置されました。前原市は、人口4万にもなったようです。翌年には戦前の市町村の単位(勝連、与那城、具志川、美里)に戻りますが。

知念 字具志川の地域に金武湾区が置かれました。北部一帯の収容所から具志川に流入し、当時としてはもっとも賑わった「街」である金武湾区が始まりました。天願倉庫やホワイトビーチへの軍労働者の供給地となったのです。5,000人もいたようで、金武湾デパート、金武湾劇場ができ、露天商も並び大変な賑わいでした。金武湾劇場は、屋根はあるけど観客席はない、土間です。沖縄芝居が興行されたり、南洋デブが人気者でした。子どもたちはぬぎばい(タダで潜り込む)をしたものです。村役場も高江洲から金武湾に移りました。

— 金武湾区については初めて聞きました。区がどのように設置されるのか、軍の命令や許可があったのか、自発的につくられるのか興味深いです。戦火がようやく治まった時期に再生の息吹が具志川からはじまるのですね。人間たくましいものだと思います。知念さんの小学校入学は、終戦の年ですか。

知念 小学校入学は終戦の翌年です。小学校は具志川の中にありました。入学した時は具志川初等学校で、卒業した時は具志川小学校です。設備は、軍の倉庫などのコンセット（トタン製のかまぼこ型の施設）をもらい受け、教室や講堂にしていました。私が中学3年の時に具志川小学校と具志川中学校は、金武湾小中学校に統合されます。昭和37年（1967年）あげな中学校の新設とともに金武湾中学は廃校になります。

中学校高校時代は、家に帰れば、芋ほりから畑仕事まで農業の手伝いです。サトウキビは、この地域では高校2年頃から普及しました。親父が運搬しやすいようにサトウキビをくくと、私はいっぺんに二束も三束も運びました。

スポーツは好きで、野球やら陸上やらいろいろやりました。一番いい成績を上げたのはパワーリフティングです。40代後半になってからですが、トータルで600キロ上げました。

— キビ運びで鍛えられて600キロ上げられたのですね。高校はどちらへ。

知念 高校は中部農林です。中部農林は文教学校農林部として設立されたそうです。文教学校（その後琉球大学へ吸収）、外語学校（その後琉球大学へ吸収）、警察学校も具志川村田場で設立されました。田場には「戦後高等教育発祥の地」という碑があります。50歳を過ぎてから沖縄国際大学短期大学部で学びました。

— 琉球大学の初代学長志喜屋孝信先生は具志川村のご出身ですね。市庁舎の正面に銅像があります。高校を卒業してからお仕事は。

知念 字の公民館で書記を努めます。書記の仕事は、行事などのお知らせの配布、会費の徴収、親子ラジオや発電機の経営・管理などです。ラジオは親子ラジオといいましたが有線です。当時は電柱がないから、各家の庭の木の枝から木の枝へ這わせていたんですよ。住民の皆さんが理解して利用させてくれましたが、枝がよくゆれるものだから、線がきれたものです。この修復が大変でした。字に発電機があり、電気は夜10時半まででした。消す前には、電気を点滅させて「やがて消えるよ」と合図したものでした。

どうしても農業振興をやりたいという気持ちが強かったものですから、書記を辞めて当時の農業協同組合に営農指導員として入りました。



インタビューを受ける知念氏

— 中部はエイサーなど青年会が活躍する地域ですが、当時の青年会の活動はどうでしたか。

知念 青年会は人数がおおよそ200人もおり、エイサーも2組に別れて集落を廻りました。それぞれ100人ぐらいです。いろんな活動も青年会が中心になってやりました。村芝居、大綱引き、運動会、陸上競技大会、野球、バスケットボールなどです。復帰運動

も青年会が中心でしたよ。すごい盛り上がりでした。
20代の半ばで青年会長も務めました。

— 議員になったのは何歳ですか。以前から政治を志していたのでしょうか。

知念 初当選は30歳、1970年です。具志川市で一番若い議員でした。政治に関心を持ったのは、貧富の差でした。特に農家は、働いても働いても衣食住がようやく足りる、ぎりぎり食べることができるという状況です。

戦後しばらくは、カエル、ネズミ、マングースなども食べました。一番印象に残っているのはアフリカマイマイ。あれは拾ってきて豚のえさにするのですが、ソクヨウと言って人間も食べていました。茹でた後、木灰で揉んで粘り気を取り、切ってフライパンで焼くのです。けっこう食べました。まあ美味しかったです。

家にいるネズミは、ヤーエンチュというんですが、親父は、ヤーエンチュは食べない方がいいよと言っていました。畑のエンチュは作物を食べているから安心だと。

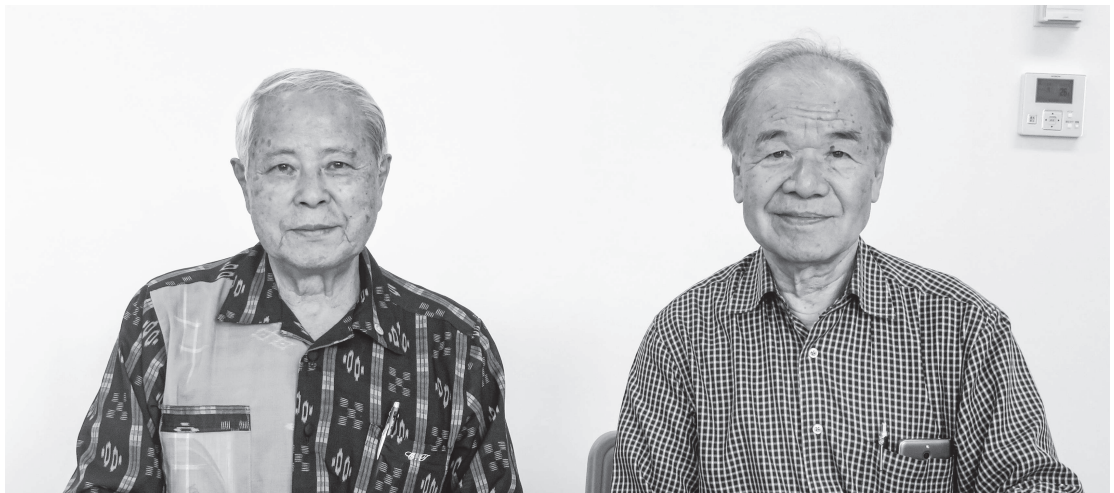
営農指導をしながら農家の厳しさはなんとかならないかと思っていました。農家は野菜栽培農家、キビ作農家、畜産とありますが、それぞれが、外虫の駆除の仕方、農薬の使い方などを質問してきます。

これを指導するためにはいろいろな資格をとらなければならない。農業用の劇毒物の取り扱いの資格を取ったり、勉強しなければなりません。その資格を取って農家廻りをしていました。あの時の琉球政府の主席は松岡政保さんだったのですが、この間机を整理していたら松岡主席名義の免許証が出てきて、懐かしく思いました。

そういう時に、字の先輩の方々から「次の選挙に出ないか」という話がきました。以前から心にはあったんですが、自分の一存では決められない。親戚や先輩と相談した上で、引き受けることにしました。具志川村から具志川市になったのは1968年ですから、議員になったのはまだできたの具志川市です。

議員は6期務めました。最後の6期目は途中で市長選に立候補したので24年まるまるではありません。議員時代の思い出は、いろいろな課題に、議員としてお手伝いできたかなと思っています。具志川市の市庁舎・総合運動公園・市民芸術劇場等です。

— ありがとうございました。今日は議員時代までお聞きしました。次回は市長時代のお話し特に合併やアミーグスの誘致などについてお聞かせ下さい。(仲地 博)





沖縄県の 離島医療のあゆみ

vol.19

公益社団法人地域医療振興協会
沖縄地域医療支援センター長

さき はら えい さく
崎原 永作



～離島医療は最後尾? それとも～

平成14年4月に沖縄県へき地医療支援機構の専任担当官を拜命して、3年間の東京勤務を除くと今年で専任担当官として通算15年目になります。自治医科大学の卒業医師として人口1,700名の多良間島にたった一人で赴任したのが昭和59年。その後3ヶ所の離島診療所の常勤医を経験しました。最前線の離島診療所の医師として7年間、診療所を支援する県立病院の医師として11年間、そして平成14年からのへき地医療支援機構の専任担当官。

いつの頃からか、離島医療がライフワークとなって、40年間の医師人生のうち、30年間は離島医療に関わってきています。その間、一時期も大学の医局に属したことはなく、時々、学会発表はしたものの、学会活動に本腰を入れることはありませんでした。そんな医療界の端っこに住む医療人として最近感じていることを若干述べてみたいと思います。

日本の医療制度

日本の医療制度は国民皆保険制度を軸に、世界の先進国の中でも比較的少ない医療費で、新生児・乳幼児死亡率や平均寿命などの健康指標がトップレベルにあり、世界的に効率の良い医療制度として注目されています。

国民は保険証一枚あれば、安い費用で、大病院でも、診療所でも自由に受診できます。(最近では大病院への安易な受診を抑制する目的で診療所の紹介状がないと割高な初診料をとる病院が増えていますが…。) また、医師も自由に病院を経営し、自由に診療料を標榜することが保証されています。

ところが、「国民の自由」と「医師の自由」この二つの自由が医療界に暗い影を落としています。

国民の自由(フリーアクセス)

多くの国民は具合が悪くなったとき、自分の病状に合う診療料がわからないので、とりあえず、診療料が揃っている、診療レベルが高いなどの理由で、本来の機能を考えずに大きな総合病院を選択する傾向があります。

その結果、高度医療で力を発揮する大病院に風邪や腸炎、腰痛などの日常病が大挙して押し寄せ、先進国の中で最も少ない勤務医を疲弊させています。最悪のケースでは過労死に至ることもあり、身を守るために病院を立ち去る勤務医も出てきています。医師の慢性的な疲弊はボディブローのように救急診療に悪影響を与えていきます。当直をしていて、急患を引き受けると、患者を一人引き受けるときに、小一時間ほどその対応に忙殺され、急患を断ると静かな安眠時間が待っています。積極的に患者を引き受けることは、睡眠時間が短くなることを覚悟しなければならず、その晩頑張ったからと言って、翌日の日常診療を免除されることはありません。

こうして、断りの連鎖、「患者のたらい回し」が始まるのです。

医師側の自由（自由開業制）

人々が安心して地域で暮らすために欠く事のできないインフラ装置として位置付けられているはずの医療は、本来地域全体のバランスをとりながら機能別の医療機関が配置されるべきものなのですが、自由開業制の下、人口規模の大きい（患者の多い＝採算が取れやすい）地域に医療施設が集まり、人口の少ない地方に少ない「医師の偏在」や「診療科の偏在」という事態を引き起こしてしまっています。

これらが絡み合って、地方の中小病院に致命傷を与えており、これが「地域医療の崩壊」の実態です。

医療難民と医療不信

また、最近よく耳にする「医療難民」という言葉の裏には大勢の国民が適切な医療を享受できていない悲しみが渦巻いています。

そして、人々の悲しみの総和が限界点を超えると「医療不信」へと行き着くのではないのでしょうか。

国民の求める医療サービスが提供できない現状、公共財としての医療は立ち枯れ状態だといえます。

医療のワンストップサービス

そんな時に飛び込んできた、第19番目の専門医としての「総合診療専門医」の誕生のニュースは、医療界に一筋の光明が差し込んできたように思えたのでした。この新しい専門医のほまり役は「医療界の門番」だと言えます。

プライマリケア（一次医療＝日常病）は全て、総合診療専門医が担うことになります。医療界の入り口に総合診療専門医という門番を置くことで、外来のおよそ8割を占める日常病は適切に対応され、精密検査や入院など高度な治療が必要な患者さんは総合診療専門医によって適切な医療機関や専門家へ紹介されることとなります。日本国民は医療のワンストップサービスを手に入れることとなります。もちろん一次医療の全てを総合診療専門医が担うには、日本の医師の一定程度の割合を総合診療専門医が占めることが大前提となります。

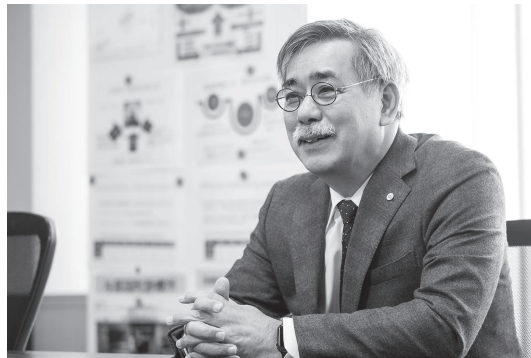
それは5年や10年で実現できるとは思いませんが、千載一遇のチャンスだと捉えて、医療界においては、現職の医師1人1人が自分の今いるお立場に囚われることなく、真剣に討論し、総合診療専門医を中心に医療界の再編に着手していただきたい。また、地域においても、次世代のための健全な医療体制の構築のための後押しをしていただきたいものです。

離島医療と総合診療専門医

我が県の小規模離島の医師はほとんどが医師一人体制の診療所勤務なので、島で発生する全健康問題に対応しなければならず、また島に滞在している間は24時間オンコールの状態が続きます。この究極の不自由さの中で、我が県の島医者達は

踏ん張っています。そして、それを知っている住民は「ワッターしんしー」に全幅の信頼を寄せています。住民とて一緒に生活しているので、ほとんどが顔見知りで、生活環境を加味した治療・指導が行われています。日常診療の8割は診療所で対応でき、精密検査や高度医療を必要とする患者さんは島の医者が信頼する後方病院の先生に紹介され、緊急の事態には急患搬送システムによってヘリコプター等で高次病院へ送られます。また、小さい島なので、急変時には15分以内に医師が駆けつけることができます。「15分以内に医師が駆けつける環境」は医療機関の密集しているはずの東京などの大都会には残念ながら見当たりません。119番をコールし、5～10分で救急車が到着したとしても、そこからの病院探しが容易ではありません。一軒目や二軒目の医療機関が受け入れてくれることは稀で、運が悪ければ救急車は30分以上現場から動けず、ひたすら医療機関に電話をかけまくるといった事態が起こり得ます。人的資源や医療設備が乏しいと言われる離島の方が実に豊かな医療が行われているのです。

それこそが総合診療専門医が目指すべき姿で、絶対的な信頼関係の上で行われる離島医療は医療人にとってエネルギーの源泉(医療の根っこ)です。医療界の中では最後尾にいられている離島医療はじつはトップランナーと言えます。



本県の離島医療施策の最優先事項

しかしながら、沖縄の離島医療のアドバンテージは、島で勤務する医師個人に大きな負担を強いる形で実現しています。いつ潰れるかわからない、まさに綱渡り状態。

この離島医療体制の脆弱性（一人におぶさる医療）を解決することは、我が県の離島医療施策の最優先事項であり、その解決によって我が県の離島医療はより輝きを放つのではないのでしょうか。そして、その光は、公共財として立ち枯れ状態にある日本の医療界の暗部を照らし出して、我が国の医療界全体を良い方向に導いてくれる道しるべになってくれることを多に期待しています。



世界とつながる ウチカビ文化 ～第一話～



令和2年でいいますと、4月4日に、沖縄では黄色い紙を燃やすイベントがあります。しかも墓の前で火をつけますね。…なんてことをいうと、少し聞こえが悪いですが、沖縄の行事です。シーミーとよばれているお墓参りの行事ですね。親戚などが集まって、ワイワイやるお墓参りです。ウチナーンチュにとっては、普通だけど、県外の皆さんには、たいがい驚かれますね。どうしてお墓

の隣の隣で、すぐ見つかって事なきを得ましたが。ある意味ホラー映画っぽいですよね。さて、フェスのボルテージが最高潮になったら、ようやく火がたかれます。いよいよ登場、先ほど書いた黄色い紙、ウチカビというものです。「グソー（後生）のお金」、あの世のお金なのです。ご先祖様への送金です。どうやって送金するかというと、燃やします。「これは誰々の分、これは誰々からの分…」などといって、燃やします。ちなみに一人当たり3万グワン。最近では5万グワンが相場です。ところで気になるのが「グワン」という単位ですね。これは「貫」がなまったものです。銀や銅の単位。いろいろな計算がありますが、米の価値で試算す

賀数 仁然 (かかずひとさ)

昭和44年那覇市生まれ。早稲田大学大学院人間科学研究科修了後、沖縄セルラー電話株式会社に勤務し、キャラクター「auシカ」を開発、社長賞を受賞する。

その後、2009年から歴史ツアー企画、観光ガイド業をスタート。琉球王国の歴史文化とエンターテインメントの融合をテーマに琉球・沖縄の歴史文化を様々なメディアを通して発信中。



琉球歴史研究家
賀数仁然の

の前で宴会するんだ?…と。はい、これもともと中国から渡ってきた行事です。王国時代の1768年に、^{しょうぼくおう}尚穆王が玉陵ではじめたのです。それが元々あった先祖崇拜と習合し、士族階級から徐々に広がっていったものです。ワイワイやっているのは、「このように元気で暮らしています」「結婚しました」「子供が生まれました」などなど、ご先祖様に感謝と、子孫の繁栄を見てもらう日なのです。墓参りというより、墓前祭…というか、初夏フェスです。ホントに。三線を持ち込んで歌っているのは序の口。私が目撃したのは、ピザのデリバリーのお兄さん。霊園内で迷っていたようで、宅配先であろうお墓をたずねられました。偶然にもウチ

ると、1貫＝1,500円…5貫で7,500円、そしてこれに「万」が付きますので、な、なんと、ひとりあたり7,500万円!これを140万人の県民がやったとすると、105兆円!現在の国の予算を1日で越えます。グソーはハイパーインフレが起きています。ちなみに、ウチカビを送金すると自分の貯金にもなるといわれています。でも使えるのはあの世だけ。ある意味大きな投資になります。そう、これって仮想通貨です。火葬ではなく。ウチナーンチュはかなり昔からありました。バンバン行きましょう。あ、最後は泡盛でボワっがありますので、火の用心。



おきなわ気象台だより

南大東島地方気象台と 島での暮らし



南大東島地方気象台長

あらかきしょうじ
新垣 昭二

「自治おきなわ」読者の皆様、はじめまして。昨年4月から南大東島地方気象台長を務めております新垣と申します。今回は、沖縄気象台管内の官署長によるリレーエッセイとして、南大東島地方気象台の歴史や業務などを紹介させていただきます。

まず初めに簡単に自己紹介させていただきますと、私は、沖縄本島南部の糸満市の出身で、気象庁入庁後、南大東島、石垣島、東京、大阪、福岡、沖縄と色々な官署を経験させていただきました。今回お伝えする南大東島地方気象台は、入庁直後に赴任して以来、数十年ぶりの勤務となります。

南大東島勤務は、2度目となりますが、生活環境は格段に改善され、自然豊かな島で快適な生活を送っているところです。

南大東島地方気象台のあゆみ

大東諸島は、南大東島、北大東島及び沖大東島(ラサ島)の三島で構成されており、沖縄本島から東へ約360km離れた太平洋上の島で、琉球海溝によって隔てられたフィリピン海プレート上に位置し、水深約4,000mから海面上に出た隆起珊瑚礁の島です。

行政区分は沖縄県島尻郡に属し、人口は、昨年2月現在、南大東村713世帯、1,311人、北大東村326世帯、623人となっており、沖大東島(ラサ島)は無人で北大東村に属しています(図1参照)。

大東諸島での気象観測は、1915年(大正4年)にラサ島燐鉱合資会社により採石作業が行われ

ていた沖大東島(ラサ島)での気象観測に始まり、第2次世界大戦まで続いたが、終戦により職員は引き揚げ観測を停止、燐鉱合資会社も同様に撤退し、現在は無人島となっています。

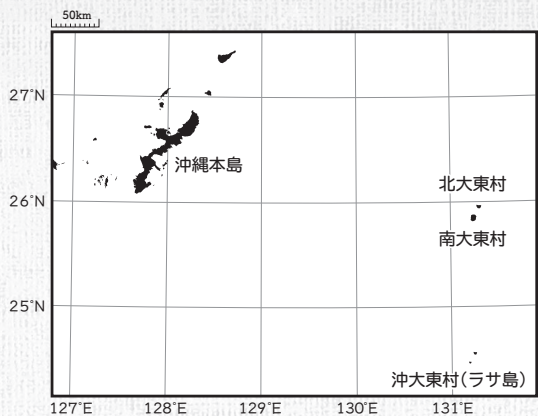


図1：沖縄本島周辺 Map

2年後の1917年(大正6年)には、南大東島で東洋精糖会社の私設気象観測所として基幹作物のサトウキビなどの農業気象観測を目的に中央气象台指導の下、業務が始められました。その後、地理的要因もあり気象最前線基地としての重要性が認められたことから国営への移管が進められ、1942年(昭和17年)2月1日に中央气象台南大東島観測所として業務を開始しました。

さらに、台風最前線基地としての重要性から1961年(昭和36年)に高層気象観測を開始、1965年(昭和40年)には南大東島気象台に昇格し、現在は、天気予報や気象警報・注意報の

発表、地上気象や高層気象などの各種気象観測、地震・津波観測や地域防災支援業務を行っています。

島での暮らし

大東諸島は、沖縄本島から東へ約 360km離れた絶海の孤島となっており、食料品や生活物資は、船舶による輸送が頼みの綱となっていますが、台風など悪天が続くと数週間船が入港できず、商店の空っぽの食品棚がニュースで取り上げられることもあります。それでも、以前に私が勤務した 1980 年代前半と比較すると、格段に生活環境は良くなっており、一例を上げると、就航する航空機が DHC6 型機（19 人乗り）から DHC8 型機（50 人乗り）に更新されたことにより住民の足が強化されたことや水耕栽培により葉物野菜が安定供給されるようになったことなどが上げられます。

一方、変わっていないこともあります。それは、純朴な目で挨拶を交わす子供たちと、人情味あふれる地域住民の皆さんです。

頼みの綱の船舶の運航や基幹作物であるサトウキビの生産高に大きな影響を与える気象現象に対する住民の関心は高く、度々天候の状況についての問い合わせを受けることがあります。

小さな島での地域住民との日頃からの付き合いは、気象台が地域における防災支援を行う上でも非常に重要な要素となっており、気象台職員も地域行事や地域防災リーダー的存在の各区長が集まる区長会などへ積極的に参加することで、住民や防災機関等と「顔の見える関係」を構築しています。

地域防災への取組み

最後に気象台が進めている取組みについて紹介します。

近年、地球温暖化の影響もあり、激甚化・集

中化が懸念される気象現象ですが、南大東島でも昨年 6 月 11 日に日降水量 300mm を観測する大雨により、島内複数個所で浸水する被害が発生しました。不幸中の幸いか人的被害は発生していませんが、今後発生するであろう自然災害へ備えるためにも、地域防災支援は重要な取り組みとなっています。

南大東島地方気象台では、地域行事での出前講座の実施、南北大東村の小中学校でのお天気教室や防災授業、悪天時の村役場への JETT^{※1} 派遣など、全職員を上げて地域防災支援に取り組んでいます。

テレビ・ラジオが普及してきたとはいえ、住民に地域の防災情報を迅速かつ的確に届けることは重要で、南北大東島のような離島地域では、各家庭に備えつけられた防災無線（受信機）は重要なツールとなっています。気象台では、役場に対して防災無線用原稿（案）を作成・提供し、迅速に対応して頂くなどの防災・減災に向けた取り組みも行っています。

また、沖縄のどの地域でも同じことかと思いますが、「高齢者を敬う姿勢」が住民全体に深く浸透している様子も見られることから、高齢者やそれを支援する職員向けの出前講座により、子や孫への影響力も考慮した取り組みも実施しています。

今後は、より「我が事感」を持って頂けるよう、発表される気象情報と地域特性を考慮しながら避難行動を体験することの出来るワークショップ等の活動などで取組みを強化し「日本一地域に密着した気象台」の実現に向けて尽力していく所存ですので、どうかよろしくお願ひします。今回は、気象情報の提供で那覇空港や沖縄管内の空の安全を守る那覇航空測候所長からのエッセイをお届けする予定です。

注 1：JMA Emergency Task Team（気象庁防災対応支援チーム）

第190回 沖縄県町村会定期総会開く



沖縄県町村会の第190回定期総会が、去る2月20日（木）に県内の町村長が出席し、沖縄県市町村自治会館において開催されました。

総会には新垣会長のあいさつ後、議事に移り多くの議案等が審議されました。

審議に付された議案等は次のとおりです。

- 議案第1号 首里城火災復旧支援金について
- 議案第2号 第69回全九州ろうあ者大会・第48回全九州手話通訳者研修会に係る補助金申請について
- 議案第3号 令和2年度沖縄県町村会事業計画について
- 議案第4号 令和2年度沖縄県町村会一般会計予算及び特別会計予算について
- 選任第1号 沖縄県町村会理事並びに監事の選任について
- 選挙第1号 沖縄県町村会会長並びに副会長の選挙について
- 選任第2号 沖縄県町村会負担金等審議委員会委員の選任について
- 報告第1号 「令和2年度沖縄振興予算の満額確保に係る要請について」の専決処分について
- 報告第2号 「沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について」の専決処分について
- 報告第3号 「沖縄県町村会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について」の専決処分について
- 報告第4号 各種団体からの要望等について
 - (1) 「令和2年度建物管理業務委託の入札に関する件（要請）」
 - (2) 「警備業務契約予算編成等に関する要望について」

なお、本会の役員及び委員は次のとおりです。

◆会長・副会長

	氏名	職名
会長	外間 守吉	与那国町長
副会長	新垣 邦男	北中城村長
	當 眞 淳	宜野座村長
	宮 里 哲	座間味村長

◆監 事（3人）

	氏名	職名
北部地区	長 浜 善 巳	恩納村長
中部地区	上 間 明	西原町長
南部地区	大 田 治 雄	久米島町長

◆理 事（6人）

	氏名	職名
北部地区	宮 城 功 光	大宜味村長
	島 袋 秀 幸	伊江村長
中部地区	野 国 昌 春	北谷町長
	浜 田 京 介	中城村長
南部地区	宮 城 光 正	北大東村長
	新 垣 安 弘	八重瀬町長

◆負担金審議委員（7人）

	氏名	職名
北部地区	喜屋武 治 樹	今帰仁村長
	長 浜 善 巳	恩納村長
中部地区	石 嶺 傳 實	読谷村長
	當 山 宏	嘉手納町長
南部地区	新 城 静 喜	粟国村長
	仲 田 建 匠	南大東村長
先島地区	西大舩 高 旬	竹富町長

また、全国町村会伝達表彰式も行いました。町村長の部（3期）で嘉手納町の當山宏町長が表彰されました。當山町長には、沖縄県町村会会長（北中城村 新垣邦男村長）から表彰状と記念品が授与されました。



左から、當山嘉手納町長と新垣会長

令和元年度「地域医療従事者」表彰式



高良和代医師と町村長のみなさんで記念写真

令和元年度「地域医療従事者」表彰式を去る2月20日（木）、沖縄県市町村自治会館において開催いたしました。

「地域医療従事者」表彰式は、離島、過疎地域及び本島の地域医療機関等において常駐または派遣され、日夜地域住民の健康管理と急患に対し献身的に尽力された医師及び看護師等を表彰するものです。

今年度は、金武町から推薦がありました高良和代医師が選考委員会の決定を経て表彰を受けられました。高良医師のご紹介及びご功績は次のとおりです。

「地域医療従事者」被表彰者

被表彰者ご紹介

たか ら かず よ
高良和代氏

職種 医師

所属 きんクリニック

功績の活動年数 28年11ヶ月

推薦団体 金武町

ご功績の内容

平成3年に当時無医町であった金武町の診療所に管理者として就任。

以来28年以上の長きにわたって金武町に居住しながら、町民の医療・健康・福祉の増進に寄与してきた。

金武町における地域医療に献身的な取り組みを行ってきた功績は多大である。



高良医師と新垣邦男会長



高良医師と仲間一金武町長

沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会

令和2年1月30日（木）、市町村自治会館において、沖縄県と市町村長が出席し、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が開かれました。

沖縄振興会議

議案第1号

令和2年1月30日

令和2年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 沖縄県と市町村間の配分（案）について

令和2年度沖縄振興特別推進交付金522億円の沖縄県と市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

1 これまでの配分の考え方を踏まえ、沖縄県と市町村間を5：3の割合で算出した上で、調整額（34億円）を県分から市町村分へ措置する。

(1) これまでの考え方（5：3）による算出額

県 326億円

市町村 196億円

(2) 調整額（34億円）を措置

県 292億円（△34億円）

市町村 230億円（+34億円）

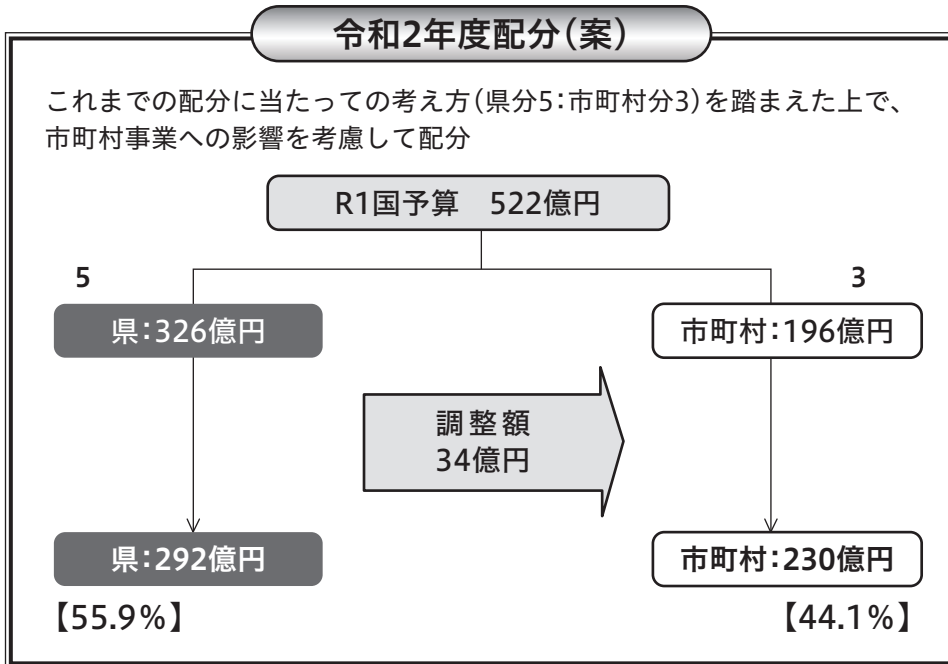
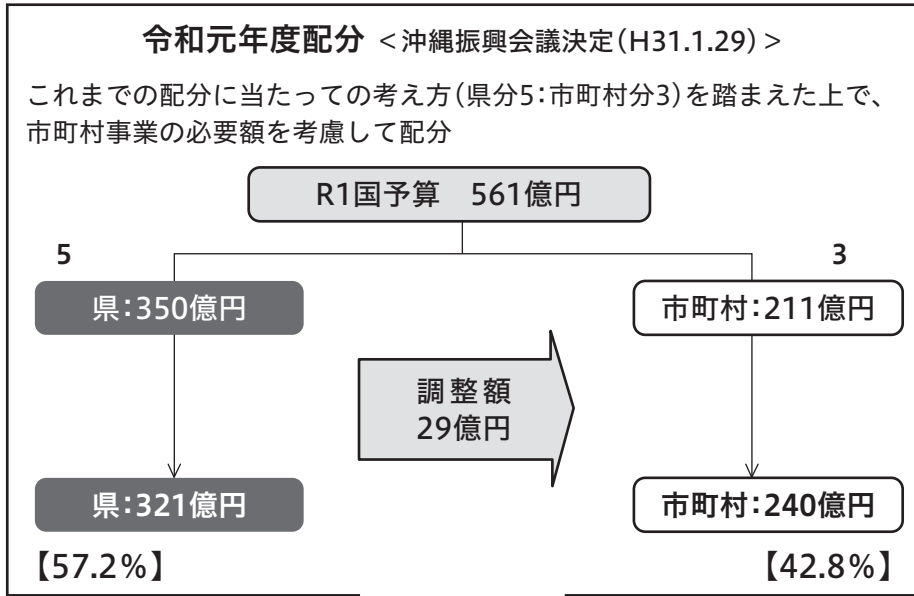
2 沖縄県と市町村間の配分については、上記1の考え方に基づき、県分292億円、市町村分230億円とする。

3 県と市町村間の配分額は、事業の進捗等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※ 令和3年度の県と市町村間の配分額は、当初の配分の考え方やこれまでの経緯を踏まえ、引き続き協議する。

※ 沖縄振興特別推進交付金の予算確保に向けた国への要請等については、県と市町村が連携して取り組む。

令和2年度沖縄振興特別推進交付金の 県と市町村間の配分(案)



議案第 1 号

令和 2 年 1 月 30 日

令和 2 年度沖縄振興特別推進交付金にかかる 市町村間の配分（案）について

令和 2 年度沖縄振興特別推進交付金の市町村間の配分について、以下のとおり確認する。

1 基本枠と特別枠

総額 230 億円について、基本枠として 185 億円、特別枠とし 45 億円を配分する。

2 基本枠の配分方法

基本枠 185 億円について、41 億円を均等割として各市町村に配分し、144 億円をこれまでと同じ配分方法（各種指標）を用いて別添 1 のとおり配分する。

3 特別枠の審査及び採択方法

特別枠 45 億円は、沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）に基づき審査、採択する。

また、令和 2 年度に採択される特別枠事業のうち、令和 3 年度も継続実施される事業については、別添 2 の条件のもと、令和 3 年度は優先的に採択する。

なお、特別枠配分実施要綱については、別添 3 のとおり改める。

4 市町村間の配分額変更について

市町村間の配分額は、事業の進捗状況等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※次年度の市町村間の配分額は、改めて協議する。

令和2年度基本枠配分表(案)

総枠 230 特別枠 45 基本枠 185

別添1
(単位:億円)

団体名	基本枠 (85%)										基本枠 (15%)				R1基本枠配分額(D)	増減額(C-D)	
	均等割(A)	人口 (95%)		面積 (5%)		計		財政力加算 (60%)		高齢者加算 (15%)		配慮指標 (15%)		基本指標十配慮指標(B)			基本枠配分額(G)=(A)+(B)
		配分額	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合				
那覇市	1.0	22.3%	1.8%	21.3%	0.3%	0.0%	0.0%	2.2%	2.3%	0.4%	26.11	18.1%	27.11	14.7%	27.48		
宜野湾市	1.0	6.7%	0.9%	6.4%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	7.99	5.0%	8.99	9.11			
石川町	1.0	3.3%	10.0%	3.7%	2.1%	6.1%	0.0%	2.1%	2.7%	2.4%	5.00	3.5%	6.00	6.07			
浦添市	1.0	8.0%	0.9%	7.6%	0.5%	0.0%	0.0%	1.9%	2.7%	0.5%	9.44	6.6%	10.44	10.57			
名護市	1.0	4.3%	9.2%	4.5%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.6%	1.5%	5.89	4.1%	6.89	6.97			
糸島市	1.0	4.1%	2.0%	4.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.1%	2.7%	1.4%	5.18	3.8%	6.18	6.26			
沖繩市	1.0	9.7%	2.2%	9.3%	0.9%	0.0%	0.0%	1.9%	2.7%	0.7%	11.59	8.1%	12.59	12.75			
豊島市	1.0	4.3%	0.8%	4.1%	0.7%	0.0%	0.0%	1.8%	3.0%	0.7%	5.16	3.3%	6.16	6.23			
志布志市	1.0	8.3%	3.8%	8.1%	2.0%	0.0%	0.0%	2.2%	2.7%	1.5%	10.20	7.1%	11.20	11.34			
島川町	1.0	3.6%	9.0%	3.8%	3.3%	6.1%	2.2%	2.7%	2.4%	3.5%	5.45	3.8%	6.45	6.53			
南城市	1.0	2.9%	2.2%	2.9%	3.3%	0.0%	0.0%	2.5%	2.5%	2.2%	4.02	2.8%	5.02	5.07			
国頭村	1.0	0.3%	8.5%	0.8%	3.5%	0.0%	5.7%	3.3%	1.9%	3.2%	1.62	1.1%	2.62	2.64			
大宜味村	1.0	0.2%	2.8%	0.3%	3.2%	0.0%	4.6%	3.5%	1.8%	2.9%	1.05	0.7%	2.05	2.06			
東大井町	1.0	0.1%	3.6%	0.3%	3.7%	0.0%	2.9%	3.3%	2.0%	2.9%	0.98	0.7%	1.98	1.99			
今帰仁村	1.0	0.7%	1.8%	0.7%	3.5%	0.0%	0.0%	3.0%	3.0%	2.4%	1.39	1.0%	2.39	2.41			
本部町	1.0	0.9%	2.4%	1.0%	3.3%	0.0%	2.9%	2.9%	2.1%	2.7%	1.82	1.3%	2.82	2.85			
本宮町	1.0	0.7%	2.2%	0.8%	0.9%	0.0%	0.0%	2.3%	2.2%	0.8%	1.17	0.8%	2.17	2.19			
宜野座村	1.0	0.4%	1.4%	0.4%	3.4%	0.0%	0.0%	2.5%	3.0%	2.3%	1.03	0.7%	2.03	2.04			
金武町	1.0	0.8%	1.7%	0.8%	3.2%	0.0%	0.0%	2.7%	2.6%	2.2%	1.49	1.0%	2.49	2.51			
伊江村	1.0	0.3%	1.0%	0.3%	3.6%	6.1%	8.3%	3.2%	2.1%	4.6%	1.40	1.0%	2.40	2.42			
読谷村	1.0	2.8%	1.5%	2.7%	0.8%	0.0%	0.0%	2.0%	2.7%	0.7%	3.45	2.4%	4.45	4.51			
手納町	1.0	1.0%	0.7%	0.9%	0.8%	0.0%	0.5%	2.4%	2.5%	0.8%	1.32	0.9%	2.32	2.34			
北谷町	1.0	2.0%	0.6%	1.9%	0.4%	0.0%	0.0%	2.0%	2.6%	0.5%	2.44	1.7%	3.44	3.48			
北中城村	1.0	1.1%	0.5%	1.1%	0.7%	0.0%	0.0%	2.4%	2.5%	0.7%	1.48	1.0%	2.48	2.52			
西原町	1.0	1.4%	0.7%	1.3%	0.8%	0.0%	0.0%	1.9%	2.6%	0.7%	1.77	1.2%	2.77	2.80			
与那原町	1.0	2.4%	0.2%	2.3%	0.7%	0.0%	0.4%	2.0%	2.5%	0.7%	2.99	2.1%	3.99	4.03			
南風原町	1.0	1.9%	0.7%	1.2%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.8%	1.5%	1.82	1.3%	2.82	2.85			
南渡嘉敷村	1.0	2.6%	0.5%	2.5%	0.7%	0.0%	0.0%	1.9%	2.9%	0.7%	3.21	2.2%	4.21	4.26			
渡嘉敷村	1.0	0.1%	0.8%	0.1%	3.8%	6.1%	3.8%	2.3%	2.2%	4.0%	0.97	0.7%	1.97	1.98			
渡名喜村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.7%	8.3%	9.6%	2.1%	2.6%	5.2%	1.23	1.2%	2.23	2.24			
粟名村	1.0	0.1%	0.3%	0.1%	3.8%	6.1%	9.4%	3.6%	1.8%	4.9%	1.13	0.8%	2.13	2.14			
南大東村	1.0	0.0%	1.3%	0.2%	3.7%	6.1%	9.5%	3.2%	1.4%	4.9%	1.10	0.8%	2.10	2.11			
北東町	1.0	0.0%	0.6%	0.1%	3.7%	6.1%	2.7%	1.9%	2.6%	3.8%	1.05	0.7%	2.05	2.06			
伊平屋村	1.0	0.0%	1.0%	0.1%	3.8%	6.1%	10.0%	2.9%	2.8%	5.0%	0.90	0.6%	1.90	1.91			
伊是名村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.7%	6.1%	6.9%	3.0%	2.3%	4.5%	1.23	0.8%	2.23	2.24			
久米島町	1.0	0.5%	2.8%	0.7%	3.6%	6.1%	7.7%	2.9%	2.3%	4.5%	1.77	1.2%	2.77	2.79			
八重瀬町	1.0	2.0%	1.2%	2.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	2.7%	1.5%	2.76	1.9%	3.76	3.80			
多良間村	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.7%	6.1%	6.4%	2.9%	2.6%	4.4%	1.11	0.8%	2.11	2.12			
竹富町	1.0	0.3%	14.7%	1.0%	3.7%	12.2%	2.3%	2.2%	2.5%	4.6%	2.22	1.5%	3.22	3.24			
与那国町	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.7%	6.1%	0.0%	2.0%	1.8%	3.3%	0.94	0.7%	1.94	1.95			
都計	11.0	77.4%	42.8%	75.7%	17.9%	12.3%	2.2%	23.3%	28.8%	15.5%	96.03	66.7%	107.03	108.38			
市町村計	30.0	22.6%	57.2%	24.3%	82.1%	87.7%	97.8%	76.7%	71.2%	84.5%	47.97	33.3%	77.97	78.62			
計	41.0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	144.00	100.0%	185.00	187.00			

(注)百万円未満の金額は端数四捨五入した。

特別枠継続事業の優先配分について

- (1) 継続分の事業費は、後年度分の事業に前年度からの継続性及び必要性が認められるなど、一体不可分である場合に限り担保する。
- (2) 継続分の事業費については、申請時に認められた額内に限り担保する。
- (3) 継続事業については、当該事業の内容等を毎年度確認することとし、当初申請の内容等に大幅な変更があれば、新規事業と同じく審査に付する。
なお、継続事業の採択にあたっては、当該市町村の基本枠の活用状況等も勘案したうえで、審査、決定する。
- (4) 継続事業の事業期間は最長 2 年までとする。
※「最長 2 年まで」について、従来は継続事業の事業期間は最長 3 年までとなっていたが、令和 3 年度で沖縄振興計画が終期を迎えるため、最長 2 年までとしている。



平成30年度 市町村決算の概要（普通会計）

沖縄県企画部市町村課

1. 決算規模

平成30年度の市町村の普通会計決算額は、

歳入総額：790,091百万円（H29：787,458百万円、差額2,633百万円、0.3%増）

歳出総額：759,542百万円（H29：757,122百万円、差額2,420百万円、0.3%増）

となっている。

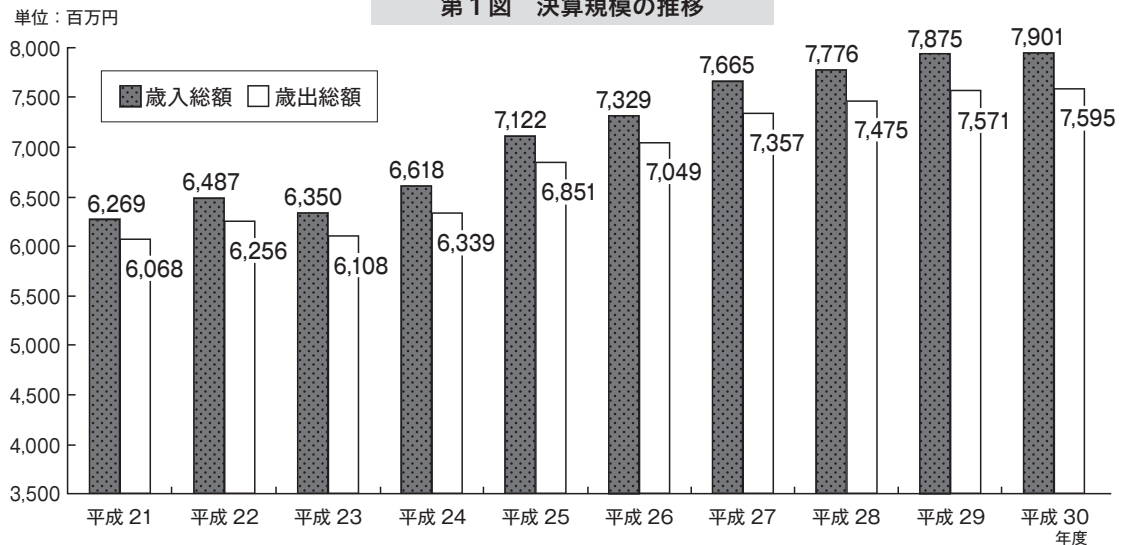
歳入総額は、前年度比2,633百万円増（+0.3%）の790,091百万円となった。主な増加内訳として、地方税、地方債、地方消費税交付金の増加等がある。

歳出総額は、前年度比2,420百万円増（+0.3%）の759,542百万円となった。主な増加内訳として、扶助費や物件費の増加等がある。

第1表 決算規模の状況

区 分		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			増減率		増減率		増減率
歳入	市町村計	777,614	1.4	787,458	1.3	790,091	0.3
	都市計	558,355	2.7	567,441	1.6	571,561	0.7
	町村計	219,260	△1.7	220,017	0.3	218,531	△0.7
歳出	市町村計	747,538	1.6	757,122	1.3	759,542	0.3
	都市計	538,610	2.9	546,536	1.5	550,990	0.8
	町村計	208,928	△1.6	210,586	0.8	208,552	△1.0

第1図 決算規模の推移



2. 決算収支

(1) 実質収支

実質収支の合計は、22,792百万円の黒字となった。
全市町村において黒字となった。

(2) 単年度収支

単年度収支の合計は、100百万円の黒字となった。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支の合計は、1,342百万円の黒字となった。

第2表 決算収支の状況

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度		
歳入総額	A	567,441	571,561	220,017	218,531	787,458	790,091	
歳出総額	B	546,536	550,990	210,586	208,552	757,122	759,542	
形式収支	A - B	C	20,905	20,571	9,431	9,978	30,336	30,549
翌年度に繰り越すべき財源	D	6,074	5,096	1,569	2,662	7,643	7,758	
実質収支	C - D	E	14,831	15,476	7,862	7,316	22,693	22,792
単年度収支	F	1,493	645	△ 390	△ 545	1,103	100	
財政調整基金積立金	G	7,395	7,217	6,235	6,237	13,629	13,454	
繰上償還金	H	129	53	78	80	207	134	
積立金取崩し額	I	8,983	7,526	5,211	4,820	14,194	12,346	
実質単年度収支	F + G + H - I	J	34	389	711	953	745	1,342

3. 歳入

(1) 歳入構成比について

地方税 22.4% (176,715 百万円) が最も高く、続いて国庫支出金 21.2% (167,663 百万円)、地方交付税 17.2% (136,256 百万円)、都道府県支出金 13.4% (105,931 百万円)、地方債 6.8% (53,935 百万円) の順となった。

都市・町村別にみると、都市では地方税（構成比 24.0%）が最も高く、続いて国庫支出金（同 23.9%）、地方交付税（同 15.2%）の順となっており、町村では地方交付税（同 22.6%）、地方税（同 18.0%）、都道府県支出金（同 15.2%）の順となっている。町村では都市に比べて、地方税の割合が少なく、地方交付税の割合が比較的大きい。

(2) 主な歳入項目の増減要因について

- ・ 地方税（前年度比 4.2%増）

個人住民税及び固定資産税の増等により、前年度比 7,135 百万円増の 176,715 百万円となった。

- ・ 国庫支出金（前年度比 1.2%増）

児童保護費等負担金の増等により、前年度比 1,964 百万円増の 167,663 百万円となった。

- ・ 都道府県支出金（前年度比 7.0%減）

沖縄振興一括交付金の減等により、前年度比 8,026 百万円減の 105,931 百万円となった。

- ・ 一般財源（前年度比 1.3%増）

地方税の増等により、前年度比 4,46 百万円増の 344,453 百万円となった。

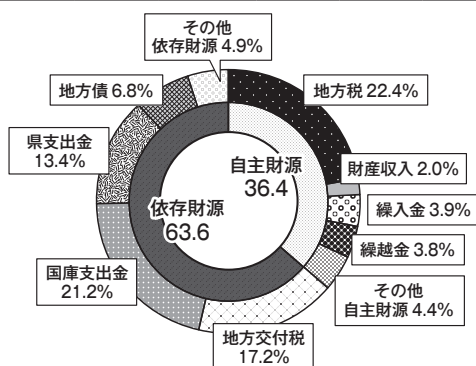
第3表 決算収支の状況 (H30決算額)

(単位:百万円、%)

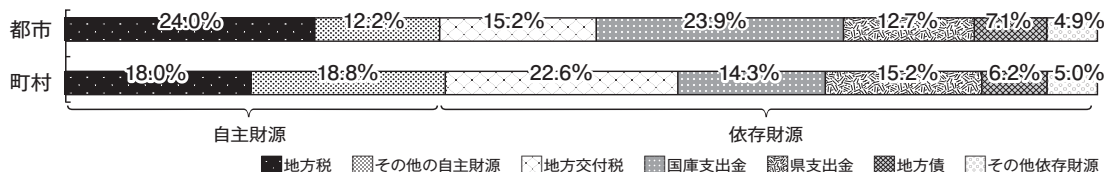
区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計			30-29年度 増減額
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	
自主財源	207,145	36.2	3.0	80,436	36.8	1.1	287,581	36.4	2.5	6,930
地 方 税	137,434	24.0	3.9	39,281	18.0	5.3	176,715	22.4	4.2	7,135
分担金及び負担金	5,944	1.0	2.1	2,956	1.4	△ 2.2	8,900	1.1	0.6	55
使 用 料	6,490	1.1	0.2	2,608	1.2	0.3	9,098	1.2	0.2	18
手 数 料	2,558	0.4	1.9	1,340	0.6	△ 0.9	3,898	0.5	0.9	35
財 産 収 入	6,220	1.1	△ 5.2	9,899	4.5	19.0	16,119	2.0	8.3	1,240
寄 附 金	2,072	0.4	84.8	2,140	1.0	14.3	4,212	0.5	40.7	1,219
繰 入 金	20,718	3.6	△ 3.7	9,954	4.6	△ 16.4	30,672	3.9	△ 8.2	△ 2,749
繰 越 金	20,533	3.6	5.0	9,100	4.2	△ 9.8	29,634	3.8	△ 0.0	△ 2
諸 収 入	5,175	0.9	△ 1.6	3,158	1.4	2.0	8,333	1.1	△ 0.2	△ 20
依存財源	364,416	63.8	△ 0.5	138,094	63.2	△ 1.7	502,510	63.6	△ 0.8	△ 4,297
地 方 譲 与 税	2,702	0.5	0.9	1,067	0.5	2.4	3,769	0.5	1.3	48
利 子 割 交 付 金	94	0.0	△ 18.3	25	0.0	△ 16.7	119	0.0	△ 17.9	△ 26
配 当 割 交 付 金	156	0.0	△ 33.0	41	0.0	△ 33.9	197	0.0	△ 33.0	△ 97
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	134	0.0	△ 48.3	36	0.0	△ 47.8	170	0.0	△ 48.0	△ 157
地方消費税交付金	19,619	3.4	10.1	5,505	2.5	10.1	25,124	3.2	10.1	2,306
ゴルフ場利用税交付金	262	0.0	△ 1.1	282	0.1	△ 2.1	544	0.1	△ 1.4	△ 8
自動車取得税交付金	668	0.1	12.5	302	0.1	12.3	970	0.1	12.4	107
地方特例交付金	441	0.1	24.6	148	0.1	26.5	589	0.1	25.1	118
地 方 交 付 税	86,958	15.2	△ 4.0	49,298	22.6	△ 2.6	136,256	17.2	△ 3.5	△ 4,955
交 通 安 全 対 策 金	130	0.0	△ 7.1	41	0.0	△ 4.7	171	0.0	△ 7.1	△ 13
国 庫 支 出 金	136,422	23.9	2.3	31,240	14.3	△ 3.5	167,663	21.2	1.2	1,964
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	3,673	0.6	0.5	3,399	1.6	△ 0.3	7,072	0.9	0.1	7
都道府県支出金	72,767	12.7	△ 7.6	33,164	15.2	△ 5.7	105,931	13.4	△ 7.0	△ 8,026
地 方 債	40,390	7.1	7.7	13,546	6.2	12.8	53,935	6.8	9.0	4,436
(うち臨時財政対策債)	14,176	2.5	△ 2.8	4,285	2.0	6.9	18,462	2.3	△ 0.7	△ 132
歳入合計	571,561	100.0	0.7	218,531	100.0	△ 0.7	790,091	100.0	0.3	2,633
うち一般財源	248,468	43.5	1.3	95,984	43.9	1.3	344,453	43.6	1.3	4,469

(注) うち一般財源は、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金(特別地方消費税交付金を含む。)、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計である。また、構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

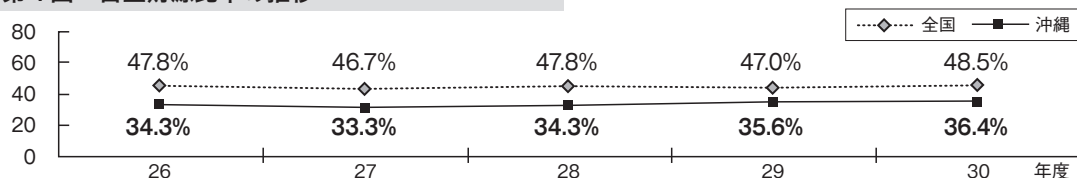
第2図 歳入決算額の構成比 (市町村計)



第3図 歳入決算額の構成比 (都市・町村別)



第4図 自主財源比率の推移



(注) 全国比率は市町村別決算状況調(総務省公表)より試算したものであり、一部事務組合を除き、政令指定都市、特別区、中核市、特別市を含む。

4. 歳出

(1) 目的別歳出の状況

目的別歳出の内訳を構成比で見ると、民生費が313,920百万円（構成比41.3%）で最も大きく、続いて総務費112,745百万円（同14.8%）、教育費93,410百万円（同12.3%）、土木費73,059百万円（同9.6%）、公債費55,652百万円（同7.3%）の順となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市、町村ともに民生費の割合が最も高くなっているが、都市では児童手当支給費等により民生費の割合が46.3%となっており、町村の28.2%に比べ18.1ポイント高くなっている。

次に前年度比較で増減状況を見ると、民生費が、臨時福祉給付金の事業終了、国民健康保険特別会計への繰出金の減少等により、2,739百万円（前年度比0.9%）減。総務費が基金積立金等の増により、3,240百万円（同3.0%）増。教育費が、小中学校等の改築事業等の増により、3,426百万円（同3.8%）増。土木費が道路整備事業等の減により、4,705百万円（同△6.1%）減となった。

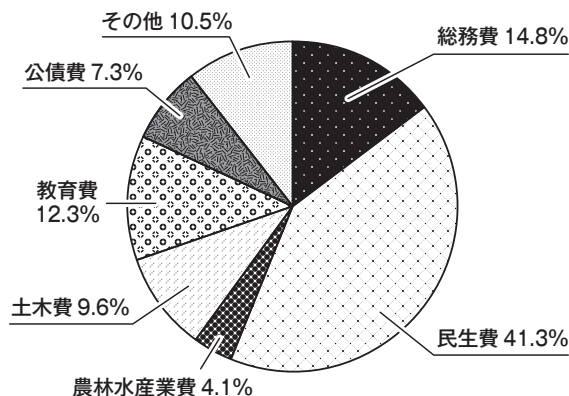
第4表 目的別歳出決算の状況（H30決算額）

（単位：百万円、%）

区分	都市計			町村計			市町村計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議会費	3,549	0.6	△0.4	2,404	1.2	△0.2	5,953	0.8	△0.3
総務費	69,821	12.7	5.7	42,924	20.6	△1.2	112,745	14.8	3.0
民生費	255,091	46.3	△0.4	58,829	28.2	△2.6	313,920	41.3	△0.9
衛生費	28,595	5.2	3.3	13,284	6.4	5.4	41,879	5.5	4.0
労働費	909	0.2	△1.7	136	0.1	6.3	1,045	0.1	△0.8
農林水産業費	13,888	2.5	△12.4	17,288	8.3	4.6	31,175	4.1	△3.7
商工費	7,437	1.3	17.0	5,330	2.6	14.4	12,766	1.7	15.9
土木費	52,753	9.6	△8.0	20,307	9.7	△0.7	73,059	9.6	△6.1
消防費	11,415	2.1	5.1	5,543	2.7	2.0	16,958	2.2	4.1
教育費	65,785	11.9	9.6	27,625	13.2	△7.8	93,410	12.3	3.8
災害復旧費	167	0.0	△6.2	366	0.2	119.2	532	0.1	54.2
公債費	41,243	7.5	0.2	14,409	6.9	0.8	55,652	7.3	0.3
諸支出金	338	0.1	21.1	109	0.1	△8.4	447	0.1	12.3
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳出合計	550,990	100.0	0.8	208,552	100.0	△1.0	759,542	100.0	0.3

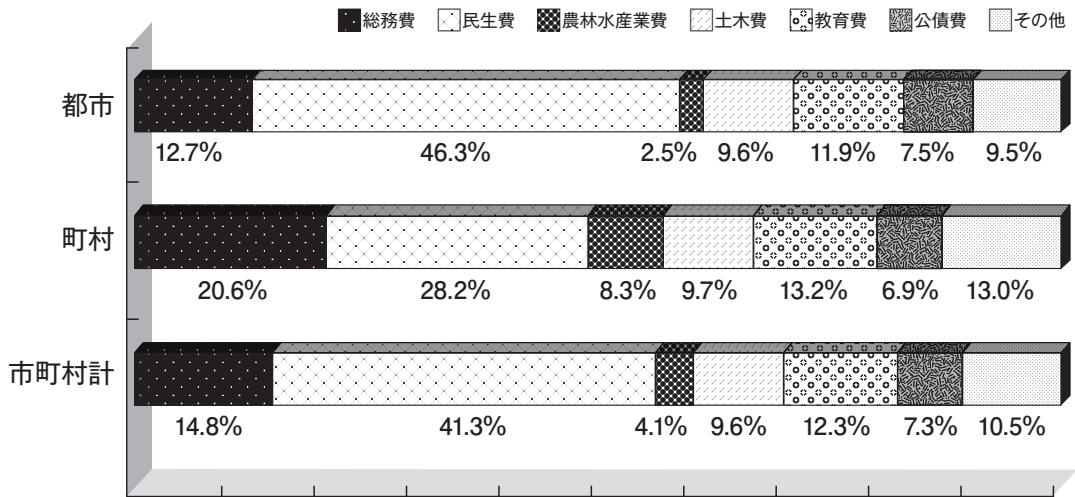
（注）構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

第5図 目的別歳出決算の構成比（市町村計）



（注）各項目の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第6図 目的別歳出決算構成比（都市・町村別）



(2) 性質別歳出の状況

性質別歳出の状況を見ると、義務的経費が369,771百万円（構成比48.7%）、投資的経費133,569百万円（同17.6%）、その他経費256,202百万円（同33.7%）となっている。

また、前年度比較で増減状況を見ると、義務的経費が2.4%の増、投資的経費が8.4%の減、その他経費が2.4%の増となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市では扶助費の割合が33.5%と高く、義務的経費が53.2%となっており、町村の36.9%に比べて16.3ポイント高くなっている。一方、町村では投資的経費が20.3%となっており、都市の16.5%に比べて3.8ポイント高くなっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費は前年度比で1.9%増加し97,275百万円となった。主な要因は職員給の増加等による。

扶助費は3.1%増加し216,844百万円となった。主な要因は、子どものための教育・保育給付など社会保障関係経費の増加等による。

公債費は0.3%増加し55,652百万円となった。主な要因は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等による。

その他経費は、2.4%増加し256,202百万円となっている。主な内訳として、積立金が13.6%、物件費が3.0%増加したこと等による。

第5表 性質別歳出決算の状況〈H30決算額〉

(単位：百万円、%)

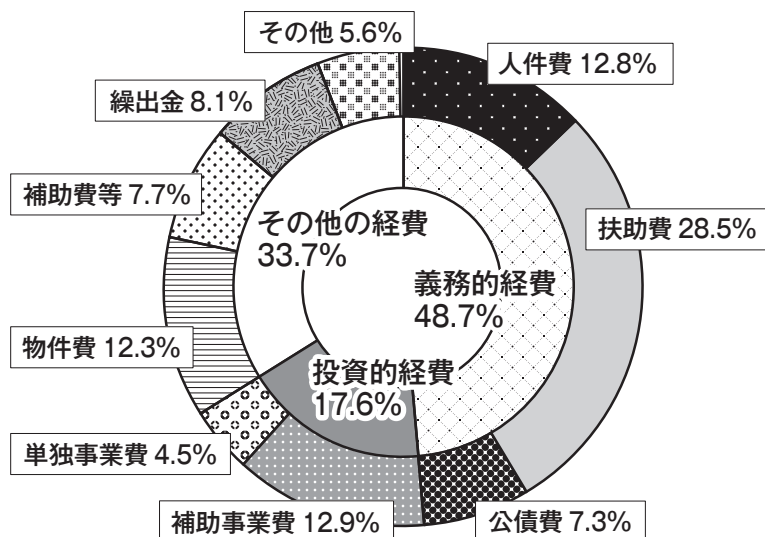
区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
義務的経費	292,893	53.2	2.6	76,878	36.9	1.4	369,771	48.7	2.4
人 件 費	66,869	12.1	1.7	30,406	14.6	2.4	97,275	12.8	1.9
扶 助 費	184,780	33.5	3.6	32,064	15.4	0.7	216,844	28.5	3.1
公 債 費	41,243	7.5	0.2	14,409	6.9	0.8	55,652	7.3	0.3
投資的経費	91,140	16.5	△ 7.2	42,429	20.3	△ 10.8	133,569	17.6	△ 8.4
普通建設事業費	90,973	16.5	△ 7.2	42,064	20.2	△ 11.3	133,037	17.5	△ 8.5
補助事業費	64,222	11.7	△ 18.4	33,936	16.3	△ 14.1	98,157	12.9	△ 17.0
単 独 事 業 費	26,061	4.7	38.9	7,945	3.8	3.0	34,006	4.5	28.5
国直轄負担金等	690	0.1	24.8	184	0.1	△ 9.4	873	0.1	15.5
災害復旧事業費	167	0.0	△ 6.2	366	0.2	119.2	532	0.1	54.2
失業対策事業費	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
その他経費	166,958	30.3	2.4	89,245	42.8	2.4	256,202	33.7	2.4
物 件 費	60,736	11.0	3.7	32,903	15.8	1.9	93,640	12.3	3.0
維持補修費	4,917	0.9	24.3	1,619	0.8	18.5	6,536	0.9	22.8
補助費等	34,575	6.3	2.9	23,743	11.4	0.7	58,319	7.7	2.0
積 立 金	20,301	3.7	11.8	14,910	7.1	16.2	35,211	4.6	13.6
投資及び出資金	607	0.1	57.3	0	0.0	-	607	0.1	55.6
貸 付 金	480	0.1	16.2	63	0.0	18.9	544	0.1	16.7
繰 出 金	45,340	8.2	△ 5.3	16,006	7.7	△ 6.2	61,346	8.1	△ 5.5
前年度繰上充用金	0	0.0	-	0	0.0	-	0	0.0	-
歳 出 合 計	550,990	100.0	0.8	208,552	100.0	△ 1.0	759,542	100.0	0.3

(注) 1 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注) 2 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

(注) 3 義務的経費、投資的経費及びその他経費の各々の構成比の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第7図 性質別決算額の構成比 (市町村計)

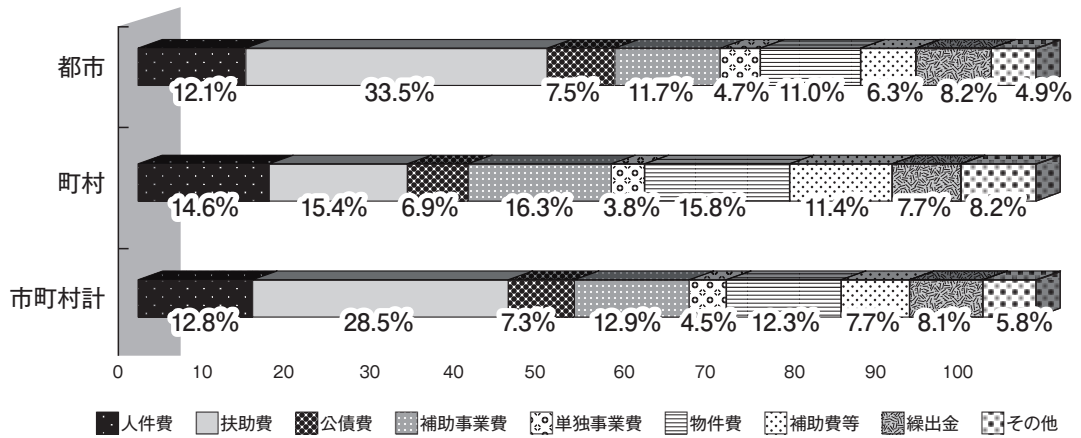


(注) 1 端数調整により各々の内訳の計が合計値と一致しない場合がある。

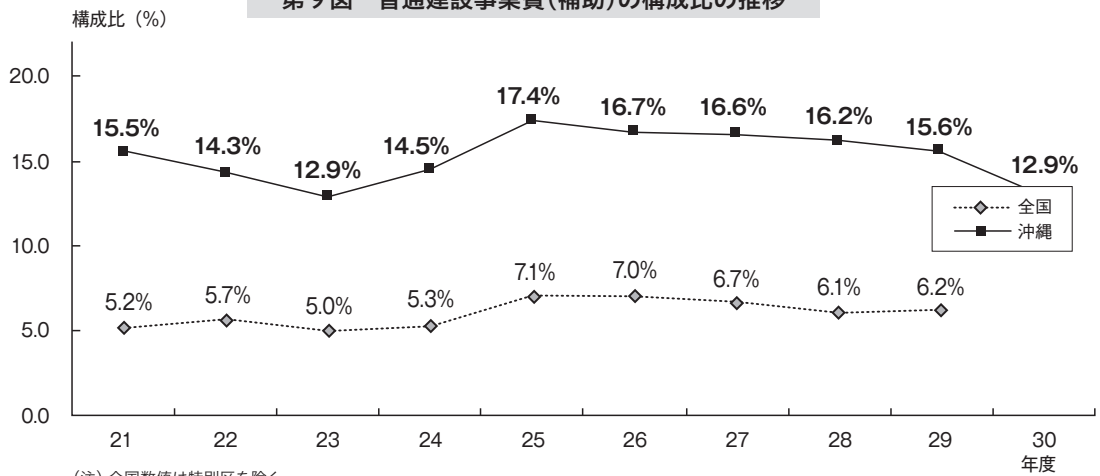
(注) 2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注) 3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

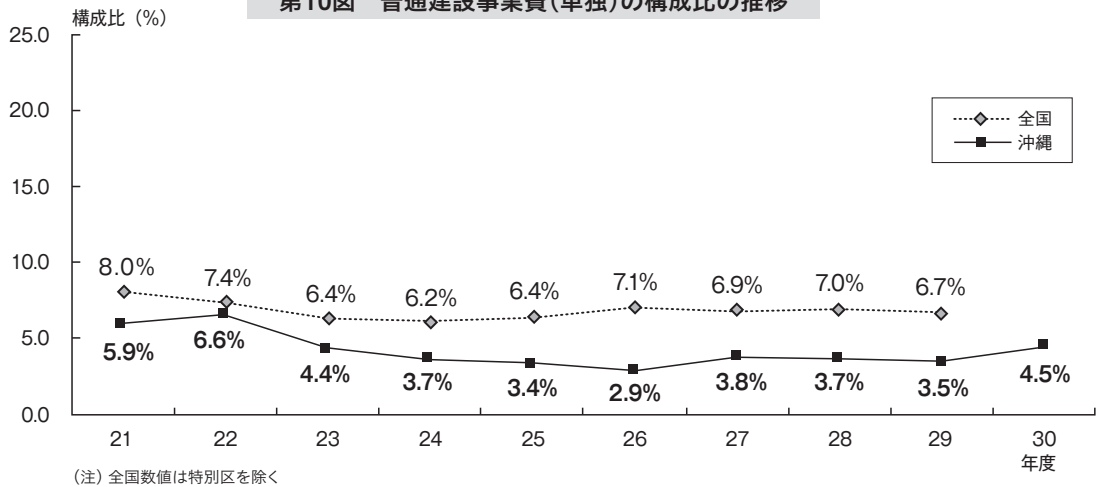
第8図 性質別歳出決算額構成比（都市・町村別）



第9図 普通建設事業費(補助)の構成比の推移



第10図 普通建設事業費(単独)の構成比の推移



(3) 一般財源等の充当状況

一般財源等の総額は439,093百万円で、前年度比9,709百万円(2.3%)の増となっている。各性質別経費に対する一般財源等の充当状況(構成比)をみると、義務的経費充当分が45.9%で最も高く、うち人件費が20.2%、扶助費が13.7%、公債費が12.0%となっている。また、投資的経費充当分は4.5%で、うち普通建設事業費の補助事業費が1.7%、単独事業費が2.6%となっている。その他経費充当分は42.9%となっている。

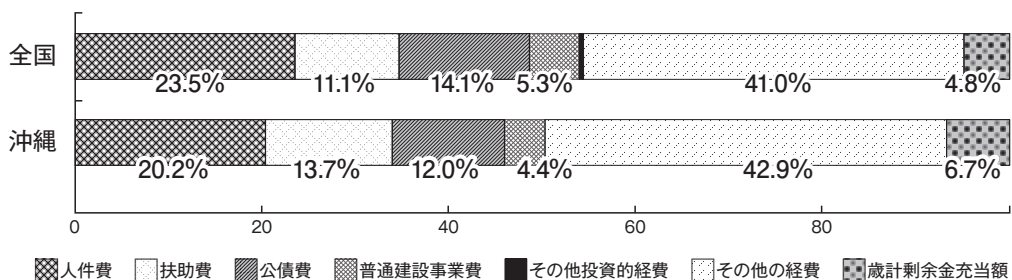
第6表 一般財源等の充当状況

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度		左の内訳				平成29年度		増減		前年度増減率
	決算額	構成比	都市	構成比	町村	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	201,467	45.9	151,908	49.0	49,559	38.4	195,103	45.4	6,364	3.3	2.4
人件費	88,889	20.2	61,915	20.0	26,974	20.9	85,964	20.0	2,925	3.4	0.6
扶助費	60,050	13.7	51,313	16.5	8,738	6.8	56,905	13.3	3,145	5.5	7.1
公債費	52,528	12.0	38,680	12.5	13,847	10.7	52,234	12.2	294	0.6	0.7
投資的経費	19,792	4.5	12,673	4.1	7,119	5.5	19,509	4.5	283	1.5	12.2
普通建設事業費	19,435	4.4	12,518	4.0	6,917	5.4	19,292	4.5	143	0.7	11.7
補助事業費	7,595	1.7	4,702	1.5	2,893	2.2	8,533	2.0	△938	△11.0	16.8
単独事業費	11,545	2.6	7,583	2.4	3,962	3.1	10,525	2.5	1,020	9.7	3.9
国直轄負担金等	295	0.1	233	0.1	61	0.0	234	0.1	61	26.1	1.7
その他投資的経費	357	0.1	155	0.0	202	0.2	217	0.1	140	64.5	82.4
その他経費	188,572	42.9	126,081	40.7	62,490	48.4	185,079	43.1	3,493	1.9	0.3
物件費	66,845	15.2	45,604	14.7	21,241	16.5	64,466	15.0	2,379	3.7	1.3
補助費等	39,416	9.0	23,711	7.6	15,705	12.2	37,692	8.8	1,724	4.6	3.9
積立金	26,078	5.9	15,400	5.0	10,677	8.3	23,513	5.5	2,565	10.9	△0.1
繰出金	51,313	11.7	37,797	12.2	13,515	10.5	55,094	12.8	△3,781	△6.9	△2.7
その他	4,920	1.1	3,569	1.2	1,351	1.0	4,314	1.0	606	14.0	△2.4
歳出充当額計	409,830	93.3	290,662	93.7	119,168	92.4	399,691	93.1	10,139	2.5	1.9
歳計剰余金充当額	29,263	6.7	19,406	6.3	9,856	7.6	29,693	6.9	△430	△1.4	5.5
一般財源等総額	439,093	100.0	310,068	100.0	129,024	100.0	429,384	100.0	9,709	2.3	2.1

- (注) 1 一般財源等とは、一般財源のほかにその用途が制約されていない収入額の合算額である。
(注) 2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。
(注) 3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。
(注) 4 その他投資的経費欄は、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額である。
(注) 5 その他経費のその他欄は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金・前年度繰上充用金の合計値である。
(注) 6 構成比については、各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

第11図 平成30年度における一般財源等の充当状況(全国・沖縄)



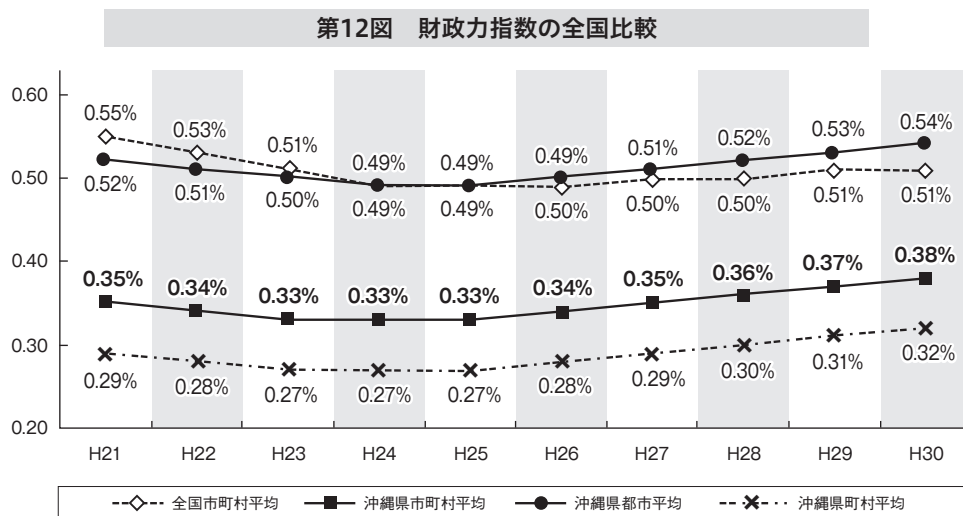
- (注) 1 全国構成比は、平成29年度地方財政統計年報における「2-4-28表 一般財源充当状況の推移(構成比)」を参考値として掲載している。
(注) 2 各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

5. 主な財政指標

(1) 財政力指数の状況

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数である。本県市町村の平成30年度の財政力指数の平均は0.38で、全国平均は0.51となっている。

都市・町村別でみると、都市0.54、町村0.32となっており、都市・町村間の格差は大きい。



(注) 全国は特別区を含まない。

(2) 経常収支比率等の状況

経常収支比率は、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源等に対する、人件費、公債費、扶助費等の毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源等の割合で、財政構造の弾力性を示す指標となっている。本県市町村の経常収支比率の平均は88.8%で、扶助費等の増により前年度(87.2%)と比較し1.6ポイント上昇している。

主な内訳をみると、人件費が23.7%(H29:23.1%)、扶助費が16.2%(同15.4%)、公債費が14.3%(同14.4%)となっている。なお、本県の平成30年度の経常収支比率を全国平均(H30:93.0%)と比較すると4.2ポイント下回っている。

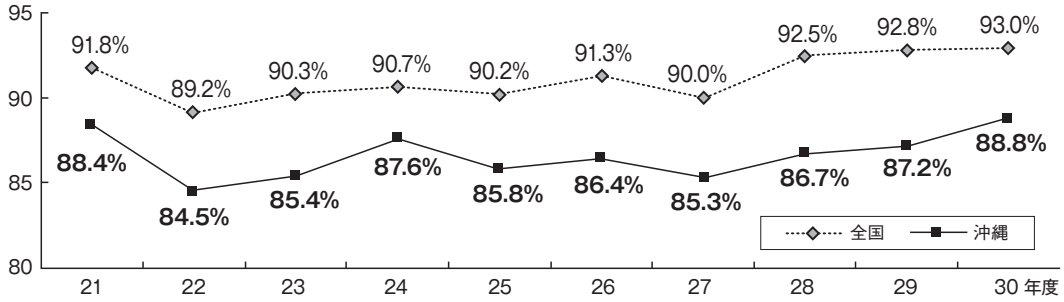
第7表 経常収支比率等の推移

(単位: %)

年度	経常収支比率	左の内訳				実質収支比率	財政力指数	公債費負担比率	実質公債費比率
		人件費	扶助費	公債費	その他				
平成21年度	88.4	28.9	11.0	16.9	31.6	4.8	0.35	14.1	12.7
平成22年度	84.5	26.0	11.6	15.6	31.3	5.7	0.34	13.3	11.8
平成23年度	85.4	26.2	11.6	15.6	32.1	6.1	0.33	13.5	11.0
平成24年度	87.6	26.6	12.7	15.5	32.8	5.9	0.33	13.6	10.3
平成25年度	85.8	25.5	13.2	14.8	32.3	6.6	0.33	13.5	9.8
平成26年度	86.4	24.7	13.6	15.0	33.1	6.0	0.34	13.0	9.2
平成27年度	85.3	23.4	14.2	14.4	33.3	6.6	0.35	12.6	8.7
平成28年度	86.7	23.4	14.7	14.5	34.1	6.4	0.36	12.3	8.3
平成29年度	87.2	23.1	15.4	14.4	34.2	6.6	0.37	12.2	8.0
平成30年度	88.8	23.7	16.2	14.3	34.6	6.6	0.38	12.0	7.8
都市	90.0	23.0	19.3	14.7	32.9	6.2	0.54	12.5	8.3
町村	85.8	25.4	8.0	13.3	39.0	7.8	0.32	10.7	6.3

(注) 財政力指数は単純平均、それ以外は加重平均による。

第13図 経常収支比率の全国比較

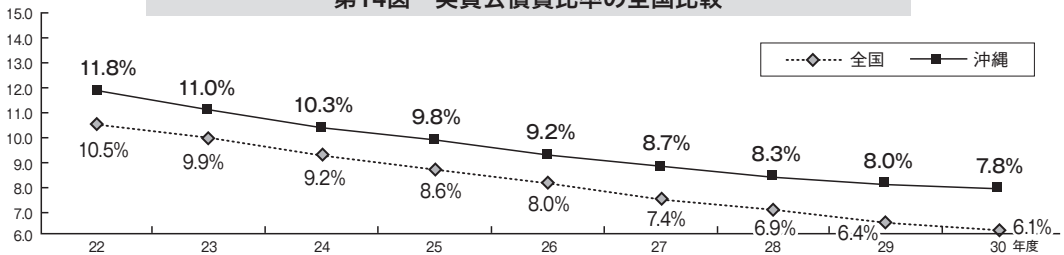


(注) 1 特別区及び、一部事務組合等を含まない。
 (注) 2 全国、沖縄ともに加重平均である。

(3) 実質公債費比率の状況

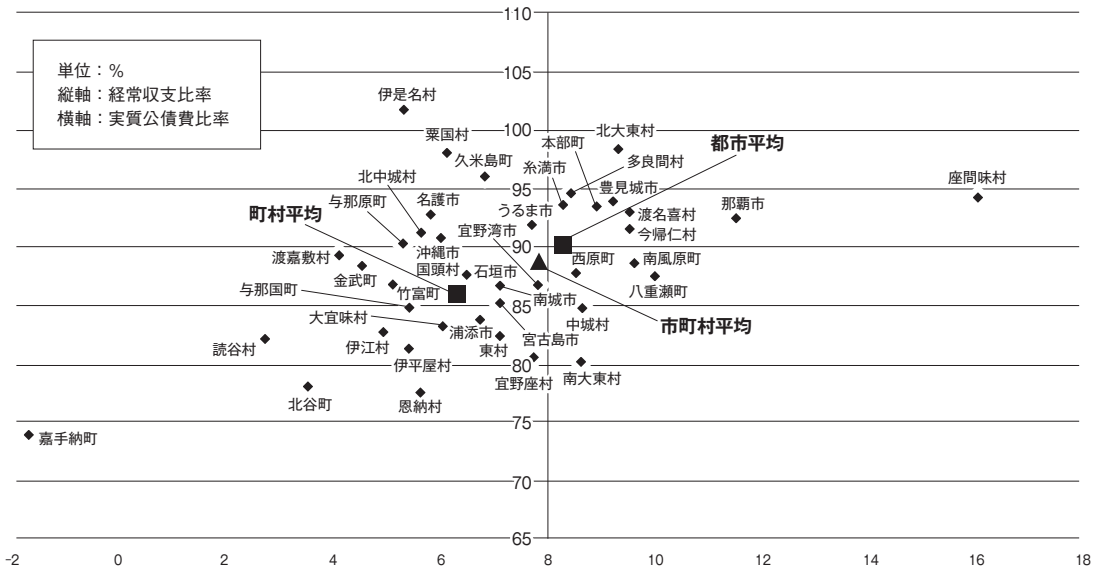
実質公債費比率は、地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度分の平均値である。地方債協議制度への移行に伴い新たに導入されたもので、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年六月二十二日法律第九十四号）」における財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けされる。平成30年度決算に基づく実質公債費比率の平均は7.8%（加重平均）となっており、地方税等の増により前年度より0.2ポイント低下した。また、平成29年度同様比率が18%以上の団体はない。

第14図 実質公債費比率の全国比較



(注) 1 全国は、大都市、特別区、中核市及び特別市を含む。

第15図 各市町村の経常収支比率及び実質公債費比率の状況



6. 地方債現在高、債務負担行為及び積立金現在高

(1) 地方債の状況

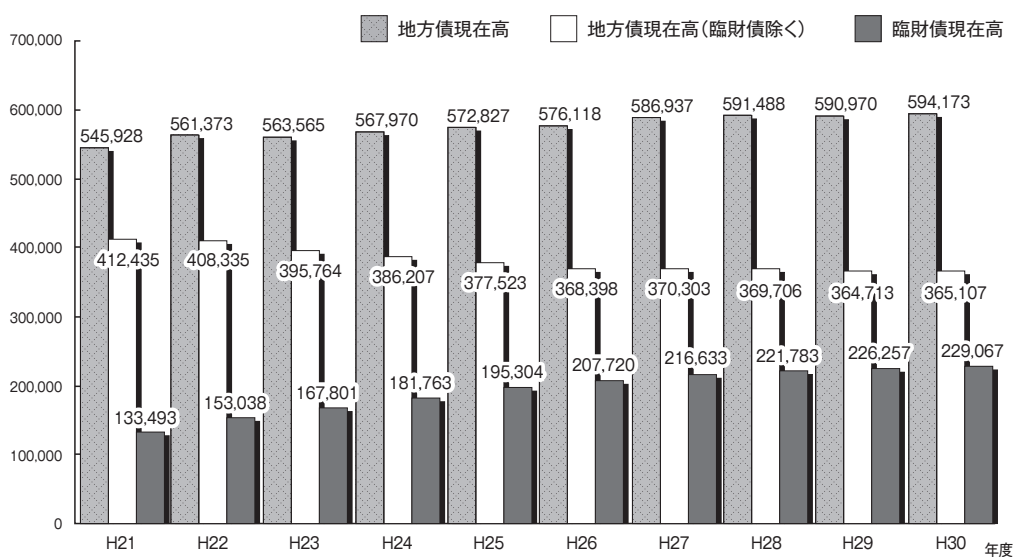
平成30年度末地方債現在高は594,173百万円で、前年度末から0.5%の増となった。また、臨時財政対策債残高は229,066百万円で、前年度末から1.2%の増となった。

第8表 地方債現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	都市計		町村計		市町村計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
地方債現在高(A)	445,594	448,532	145,376	145,642	590,970	594,173
増減率	0.1	0.7	△0.7	0.2	△0.1	0.5
うち臨時財政対策債	170,880	173,500	55,376	55,566	226,257	229,067
増減率	2.6	1.5	0.4	0.3	2.0	1.2
標準財政規模(B)	249,730	251,390	92,768	93,636	342,498	345,026
標準財政規模に対する 倍率(A)/(B)	1.784	1.784	1.567	1.555	1.725	1.722

第16図 地方債現在高の推移



(2) 債務負担行為の状況

平成30年度末における債務負担行為による翌年度以降支出予定額は128,675百万円で、前年度比で33.6%増となっている。

第9表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位:百万円、%)

区分	都市計		町村計		市町村計	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
翌年度以降支出予定額(A)	75,323	111,318	21,001	17,356	96,323	128,675
増減率	6.6	47.8	141.1	△17.4	21.3	33.6
標準財政規模(B)	249,730	251,390	92,768	93,636	342,498	345,026
標準財政規模に対する割合 (A)/(B)*100	30.2	44.3	22.6	18.5	28.1	37.3

(3) 積立金の状況

積立金の平成30年度末現在高は203,048百万円で、前年度末(195,053百万円)から4.1%の増となっている。その内訳をみると、財政調整基金が85,625百万円で、前年度比2.1%の増、減債基金が22,440百万円で1.2%の減、その他特定目的基金が94,982百万円で7.3%の増となっている。

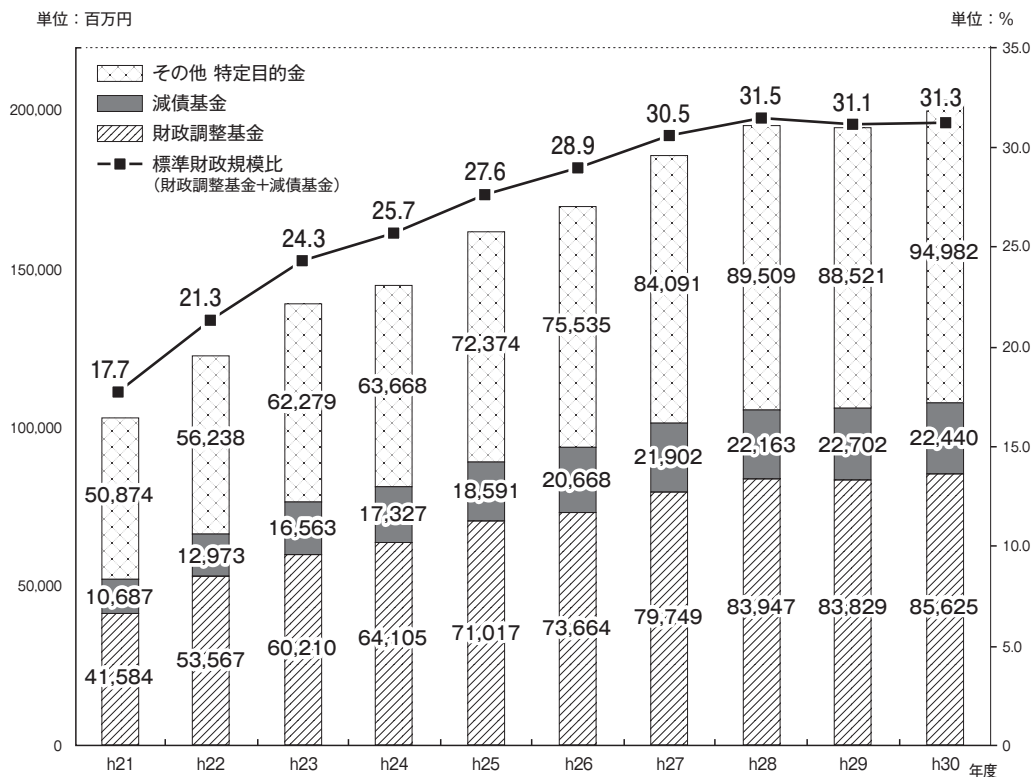
平成29年度末に積立金現在高は減少したが、平成30年度末に再び増加した。

第10表 積立金現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	都市計				町村計				市町村計			
	平成29年度末		平成30年度末		平成29年度末		平成30年度末		平成29年度末		平成30年度末	
	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	
積立金現在高	112,827	△2.0	114,796	1.7	82,226	2.1	88,251	7.3	195,053	△0.3	203,048	4.1
財政調整基金	44,786	△3.0	44,836	0.1	39,044	3.4	40,789	4.5	83,829	△0.1	85,625	2.1
減債基金	16,615	4.3	16,556	△0.4	6,087	△2.2	5,884	△3.3	22,702	2.4	22,440	△1.2
その他特定目的基金	51,426	△2.9	53,404	3.8	37,095	1.5	41,579	12.1	88,521	△1.1	94,982	7.3
標準財政規模	249,730		251,390		92,768		93,636		342,498		345,026	
財政調整基金及び減債基金の標準財政規模比	24.6		24.4		48.6		49.8		31.1		31.3	

第17図 積立金現在高の推移



平成30年度 市町村別財政指標等

(単位:百万円、%)

区分	標準財政規模	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	実質収支比率	経常収支比率				
						人件費	扶助費	公債費		
1	那覇市	68,779	51,562	43,610	0.83	6.5	92.5	23.9	21.4	16.0
2	宜野湾市	19,157	15,041	10,152	0.67	4.9	86.6	20.0	19.7	13.3
3	石垣市	13,974	11,835	5,236	0.42	4.1	86.4	25.7	16.4	14.8
4	浦添市	22,376	17,106	12,733	0.73	3.9	83.8	22.2	20.3	12.3
5	名護市	15,966	13,498	6,148	0.45	7.7	92.7	24.0	16.8	11.7
6	糸満市	12,440	10,299	5,459	0.51	4.1	93.8	23.8	20.7	15.7
7	沖縄市	29,342	23,865	13,866	0.57	5.5	90.7	21.4	23.0	10.2
8	豊見城市	11,538	9,238	5,965	0.63	4.7	93.4	23.1	18.8	15.7
9	うるま市	27,524	22,768	10,888	0.47	6.6	91.9	21.4	19.3	16.8
10	宮古島市	19,018	15,572	5,364	0.33	8.6	85.5	27.4	11.6	17.7
11	南城市	11,275	9,479	3,463	0.36	11.4	86.5	20.7	13.7	18.6
12	国頭村	2,984	2,709	593	0.21	7.8	87.7	26.3	4.4	18.7
13	大宜味村	1,850	1,583	586	0.37	11.6	83.2	29.1	3.6	15.3
14	東村	1,498	1,386	211	0.16	10.5	82.3	26.1	3.6	15.8
15	今帰仁村	2,998	2,700	716	0.25	7.7	91.7	24.9	3.7	13.6
16	本部町	3,887	3,400	1,195	0.33	5.5	93.9	20.1	10.5	16.0
17	恩納村	3,303	2,675	1,528	0.55	10.8	77.6	23.6	6.1	8.7
18	宜野座村	2,172	1,914	593	0.30	8.8	80.4	29.3	6.3	10.0
19	金武町	3,662	3,156	1,213	0.38	5.6	88.4	24.5	5.9	7.4
20	伊江村	2,540	2,344	393	0.17	3.8	82.7	30.6	4.1	16.2
21	読谷村	7,657	6,156	3,832	0.60	5.5	82.1	23.4	9.9	8.0
22	嘉手納町	4,249	3,354	2,087	0.61	4.7	73.9	23.8	5.2	5.5
23	北谷町	7,159	5,388	4,368	0.79	7.0	77.9	23.2	7.9	7.3
24	北中城村	3,843	3,202	2,264	0.64	7.6	91.1	24.8	10.5	9.5
25	中城村	4,347	3,505	2,296	0.61	4.9	84.9	20.6	13.9	12.5
26	西原町	6,626	5,228	3,473	0.65	5.2	87.6	23.1	11.4	15.3
27	与那原町	3,932	3,300	1,628	0.48	2.3	90.2	23.0	13.6	12.7
28	南風原町	7,244	5,764	3,765	0.64	9.2	88.6	19.4	15.0	16.3
29	渡嘉敷村	710	667	73	0.11	14.6	89.3	41.8	1.6	16.1
30	座間味村	784	735	85	0.11	20.6	94.2	33.1	1.6	16.1
31	粟国村	669	629	65	0.10	31.1	98.1	39.9	2.8	18.0
32	渡名喜村	399	377	30	0.07	40.0	92.7	45.6	1.2	15.7
33	南大東村	1,288	1,189	190	0.14	9.7	80.1	24.4	1.0	24.4
34	北大東村	748	695	98	0.13	3.4	98.4	33.5	0.9	31.8
35	伊平屋村	1,127	1,042	103	0.10	7.7	81.3	34.8	1.1	15.6
36	伊是名村	1,268	1,191	132	0.11	23.4	101.7	36.7	2.0	20.3
37	久米島町	3,863	3,538	694	0.20	5.1	96.1	38.7	3.8	19.8
38	八重瀬町	6,826	5,769	2,484	0.42	8.9	87.5	22.2	13.0	20.3
39	多良間村	1,079	1,013	131	0.12	23.8	94.4	39.2	0.8	16.8
40	竹富町	3,326	3,060	506	0.16	6.3	86.8	30.5	2.5	18.9
41	与那国町	1,598	1,475	224	0.14	15.8	84.9	29.6	2.4	16.1
都市計		251,390	200,265	122,885	0.54	6.2	90.0	23.0	19.3	14.7
町村計		93,636	79,145	35,560	0.32	7.8	85.8	25.4	8.0	13.3
市町村計		345,026	279,410	158,445	0.38	6.6	88.8	23.7	16.2	14.3

(注) 実質収支比率、経常収支比率の都市計、町村計、市町村計の値は加重平均であり、財政力指数については単純平均である。

令和2年度 研修計画

自治大学校

市町村
アカデミー

国際文化
アカデミー

令和2年度自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーの研修計画をお知らせいたします。

自治大学校では、今年度も充実した派遣研修を実施します。

市町村アカデミーでは、「専門実務課程」（市町村の一般職員（中堅職員以上）を対象とした、専門的かつ実務的な内容の研修や「特別課程」（市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象とした、今後の市町村運営に役立つ研修を実施します。

国際文化アカデミーでは、「国際系研修」、「公共政策」、「政策・実務研修」、「幹部職員研修」、「首長・議員等研修」等に区分して、諸情勢の変化に即応して、常に市町村職員のニーズに合致した研修を実施します。

令和2年度 自治大学校 研修概要

課程	目的	対象	各期の定員	期間(概ね)	宿泊研修期間		推薦受付期間	
					期	日		
一般研修	基本法制研修A	幹部候補の養成	・本課程参加者 ・基本法制のみの受講希望者	4週間	第5期	R2.5.11 ～ 6.8	R2.3.2 ～ 3.13	
					第6期	R2.10.8 ～ 11.6	R2.8.11 ～ 8.21	
	基本法制研修B		・本課程参加者 ・基本法制のみの受講希望者	2週間	第5期	R2.5.14 ～ 5.29	R2.3.2 ～ 3.13	
					第6期	R2.10.15 ～ 10.30	R2.8.11 ～ 8.21	
	第1部課程	幹部候補の養成	都道府県及び指定都市、中核市、施行時特別市、特別区等の課長補佐又は係長又はこれらに相当する職員(特に要望があれば市町村職員も可)	80名	10週間	第134期	R2.6.11 ～ 8.28	R2.3.2 ～ 3.13
						第135期	R2.11.11 ～ R3.1.29	R2.8.11 ～ 8.21
第2部課程	幹部候補の養成	市区町村(指定都市・中核市を除く)の課長補佐又は係長又はこれらに相当する職員	80名	7週間	第190期	R2.6.10 ～ 7.29	R2.3.2 ～ 3.13	
					第191期	R2.8.19 ～ 10.7	R2.6.1 ～ 6.12	
					第192期	R2.11.10 ～ 12.25	R2.8.11 ～ 8.21	
					第193期	R3.1.6 ～ 2.25	R2.10.19 ～ 10.30	
地方公務員女性幹部養成支援プログラム			120名	3週間	第39期	R2.9.1 ～ 9.25	R2.3.2 ～ 3.13	
第1部・第2部特別課程	幹部候補の養成	都道府県及び市区町村の係長相当職以上の職員			第40期	R3.2.2 ～ 2.26	R2.8.11 ～ 8.21	
第3部課程	管理職の能力向上	都道府県及び市区町村の課長相当職以上の職員	120名	3週間	第111期	R2.7.16 ～ 8.7	R2.4.13 ～ 4.24	
専門研修	税務専門課程 税務・徴収コース	地方税徴収等能力の向上	都道府県及び市区町村の賦課・徴収事務の管理監督職員(税務・徴収事務経験年数3年以上)	120名	3週間	第18期	R2.6.9 ～ 7.3	R2.4.1 ～ 4.10
	税務専門課程 会計コース※1	税務・財務知識の習得	都道府県及び市区町村の税務担当職員	50名	通信： 2か月半 宿泊： 3か月	第38期	R2.7.9 ～ 10.9	R2.1.27 ～ 2.7
	監査・内部統制 専門課程	監査事務等実務能力の養成	都道府県及び市区町村の課長補佐、係長相当職の職員	50名	通信： 2か月 宿泊： 1か月	第21期	R2.10.27 ～ 11.20	R2.6.8 ～ 6.19

※1 修了試験に合格すると、必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられます。

※2 特別研修等の詳細については、別途連絡いたします。

注 各課程ともに、対象とされている地方公共団体を構成団体に含む一部事務組合等(一部事務組合、広域連合、市長会、町村会、市町村振興協会など)の職員も対象となります。

市町村アカデミー

研修の概要

(1) 専門実務課程 (対象者：中堅職員以上)

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
管理職	管理職のためのリーダーシップ講座	2	40	① 5月13日(水)～ 5月15日(金) ② 10月21日(水)～ 10月23日(金)	3	第1回 第6回	管理職(所属長相当職)を対象とします。
	管理職のための組織マネジメント講座	2	50	① 7月8日(水)～ 7月10日(金) ② 11月25日(水)～ 11月27日(金)	3	第3回 第7回	同上
総務	住民行政事務能力の向上	1	60	7月13日(月)～ 7月17日(金)	5	第3回	住民行政事務について、実務経験があり、又は各種研修会等により基礎的な知識を習得している職員を対象とします。
	住民窓口サービスの向上	1	70	9月14日(月)～ 9月18日(金)	5	第5回	市町村の窓口等で住民と接する機会のある職員(住民行政事務、福祉関係、土木関係等の事務に従事する職員)を対象とします。
総務	地方自治行政とリーガルマインド	1	40	12月7日(月)～ 12月11日(金)	5	第7回	法務事務を担当する職員のほか、法的紛争が生じやすい分野(建築、道路、福祉、福祉等)の事務を担当する職員及び団体の事務を経験しやすしい立場の部署(総務、人事、財政立、監査等)に属する職員を対象とします。
	広報の効果的実践	2	50	① 9月1日(火)～ 9月9日(水) ② 11月10日(火)～ 11月18日(水)	9	第4回 第6回	
情報公開と個人情報保護	情報公開制度及び個人情報保護制度の現状、課題等に関する講義、演習等により、行政情報の管理に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	60	8月24日(月)～ 8月28日(金)	5	第4回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
法務	<p>法令実務A (基礎) ＜JIAM 共通実施科目＞</p> <p>法令実務B (応用) ＜JIAM 共通実施科目＞</p>	3	70	① 6月22日(月)～ 6月26日(金)	5	第2回	法務事務 (条例又は規則の改正事務等) について実務経験が1年未満の職員を対象とします。
			70	② 8月 3日(月)～ 8月 7日(金)	5	第3回	【JIAM 実施日程】 6月8日～6月12日
			70	③ 2月15日(月)～ 2月19日(金)	5	第9回	法務事務 (条例又は規則の改正事務等) について1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A (基礎) の修了者を対象とします。
人事・人材育成	<p>行政手続と行政不服審査</p> <p>組織のリスクマネジメント</p> <p>活力ある職場づくり</p> <p>公務員制度の 理論と人事評価制度の実践</p> <p>管理職を目指すステップアップ講座</p> <p>職場のリーダー養成講座</p>	2	50	① 9月 1日(火)～ 9月11日(金)	11	第4回	【JIAM 実施日程】 9月29日～10月9日
			50	② 11月10日(火)～ 11月20日(金)	11	第6回	行政過程における事前及び事後の手続に係る一般法である行政手続法及び行政不服審査法の基本事項についての講義、行政不服審査事務に係る演習等により、適正な行政手続及び行政不服審査事務の遂行に必要な能力を身に付けます。
			40	9月23日(水)～ 9月25日(金)	3	第5回	コンプライアンス、内部統制、パブリシティ等に関する講義、演習等により、健全な組織づくりについて必要な能力を身に学びます。
人事・人材育成	<p>公務員制度の 理論と人事評価制度の実践</p> <p>管理職を目指すステップアップ講座</p> <p>職場のリーダー養成講座</p>	1	50	8月 3日(月)～ 8月 7日(金)	5	第4回	様々な課題に対応するための組織力の強化、職員一人ひとりの意欲をもって、生き生きと働くことのできる良好な職場環境づくり、モチベーションの維持・向上、メンタルヘルス等に関する講義、演習等により、活力ある職場づくりのための能力の向上を図ります。
			40	9月14日(月)～ 9月18日(金)	5	第5回	地方公務員制度の理論、人事評価制度の運用改善に関する講義、演習等により人事に関する事務についての実務遂行能力の向上を図ります。
			40	① 7月13日(月)～ 7月17日(金) ② 10月12日(月)～ 10月16日(金)	5 5	第3回 第6回	人材育成・人事管理の在り方、行政経営、リスクマネジメント等に関する講義、演習等により、管理職(所属長) になった場合に求められる能力の醸成を図ります。
人事・人材育成	<p>職場のリーダー養成講座</p>	1	60	3月 8日(月)～ 3月12日(金)	5	第9回	リーダーの役割、コミュニケーション力の向上等に関する講義、演習等により、職場のリーダーに求められる能力の醸成を図ります。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略:4月~12月:令和2年、1月~3月:令和3年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
人事・人材育成	職員研修の企画と実践	1	40	1月19日(火) ~ 1月27日(火)	9	第8回	職員の研修に関する事務を担当する職員を対象とします。
	研修講師養成講座 (地方自治制度)	1	40	2月 2日(火) ~ 2月10日(火)	9	第8回	この科目を修了し、講師として必要な知識及び技能を有すると認められた場合には、「市町村職員研修講師」として認定されます。
	研修講師養成講座 (地方公務員制度)	1	40	6月 9日(火) ~ 6月17日(火)	9	第2回	同上
企画	政策企画	1	50	2月 2日(火) ~ 2月10日(火)	9	第8回	
	長期ビジョンの策定方法と実践	1	30	12月 7日(月) ~ 12月11日(金)	5	第7回	
	ICTによる情報政策 ＜地方公共団体情報システム機構と共催＞	1	50	8月17日(月) ~ 8月21日(金)	5	第4回	情報政策に関する事務を担当する職員を対象とします。
財務・税務	自治体財政運営講座	1	80	8月17日(月) ~ 8月25日(火)	9	第4回	財政に関する事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。
	地方公会計制度＜総務省と共催＞	1	50	7月27日(月) ~ 7月31日(金)	5	第3回	地方公会計制度に関する事務について実務経験が原則1年以上で実務経験を有し、研修の全日程を受講できざる方を対象とします。なお、定員を超過する申込みがあった場合の受入決定に当たっては、経歴年数の短い職員を優先します。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月:令和2年、1月～3月:令和3年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項	
財務・税務	資金調達・運用戦略の基本 ＜地方公共団体金融機構と共催＞	1	40	7月 8日(水) ～ 7月10日(金)	3	第3回	資金調達又は資金運用を担当する職員を対象とします。	
	住民税課税事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	100	① 9月 1日(火) ～ 9月11日(金)	11	第4回	住民税調課事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 10月20日～10月30日	
			100	② 9月29日(火) ～ 10月 9日(金)	11	第5回		
			100	③ 11月24日(火) ～ 12月 4日(金)	11	第7回		
	固定資産税課税事務 (土地) ＜JIAM 共通実施科目＞	遺産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税 (土地) 課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	100	5月26日(火) ～ 6月 3日(火)	9	第2回	固定資産税課税事務 (土地) について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 6月16日～6月24日
			2	100	① 6月 9日(火) ～ 6月19日(金)	11	第2回	
	固定資産税課税事務 (家屋) ＜JIAM 共通実施科目＞	資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税 (家屋) 事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	2	100	② 11月10日(火) ～ 11月20日(金)	11	第6回	固定資産税課税事務 (家屋) について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 8月18日～8月28日
			3	100	① 6月 9日(火) ～ 6月19日(金)	11	第2回	
	市町村税徴収事務 ＜JIAM 共通実施科目＞	地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	3	100	② 9月29日(火) ～ 10月 9日(金)	11	第5回	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JIAM 実施日程】 7月28日～8月7日
			1	50	③ 1月19日(火) ～ 1月29日(金)	11	第8回	
1			50	6月29日(月) ～ 7月 3日(金)	5	第3回	【JIAM 実施日程】 10月26日～10月30日	
使用料等の債権回収 ＜JIAM 共通実施科目＞	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入金の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に依る債権の回収について必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	50	8月17日(月) ～ 8月21日(金)	5	第4回		
		1	70	12月 7日(月) ～ 12月11日(金)	5	第7回		
契約実務	地方自治法、民法等における契約に係る定め、契約書の作成に係る実務等に関する講義、演習等により、契約実務における必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	50					
上下水道事業の経営管理	公営企業会計の適用、事業統合、施設管理に係る広域化等に関する講義、演習等により、上下水道事業を健全に経営していくに当たって必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	70					

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略:4月~12月:令和2年、1月~3月:令和3年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
財務・税務	公営企業の経営 <総務省と共催>	1	40	5月13日(水) ~ 5月15日(金)	3	第1回	経営戦略を策定・改定に取り組み、公営企業、これから会計適用を必要とする公営企業や、公営企業会計を適用しているが制度の理解を深めたいと考えている公営企業担当職員を対象とします。(なお、病院事業については、経営戦略に代えて「新公立病院改革プラン」を策定することされているため、本研修は病院事業以外の事業を念頭に置いた内容となります。)
	公共施設の総合管理	2	50	6月22日(月) ~ 10月30日(金)	5	第3回 第6回	
福祉	高齢者福祉の推進	1	60	2月25日(木) ~ 3月5日(金)	9	第9回	
	地域保健と住民の健康増進	1	60	2月25日(木) ~ 3月5日(金)	9	第9回	
福祉	障がい者福祉の推進	1	40	9月29日(火) ~ 10月7日(水)	9	第5回	
	生活保護と自立支援対策	2	70	8月3日(月) ~ 10月30日(金)	5	第4回 第6回	
福祉	子育て支援の推進	1	60	7月13日(月) ~ 7月17日(金)	5	第3回	
	児童虐待防止対策	1	60	6月29日(月) ~ 7月3日(金)	5	第3回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
地域づくり	住民協働による地域づくり	1	50	6月22日(月)～6月26日(金)	5	第3回	
	(新) 住民との合意形成に向けた ファシリテーションの実践	1	40	7月27日(月)～7月31日(金)	5	第3回	住民協働推進を担当する職員のほか、住民との合意形成を必要とする分野(企画、財政、都市計画等)を担当する職員を対象とします。
	(新) 人権と多様性を尊重した 社会の形成	1	40	9月14日(月)～9月18日(金)	5	第5回	
	既存の建物等を活用した地域の再生	1	40	5月26日(火)～6月3日(水)	9	第2回	
	全国地域づくり人材塾 ＜総務省と共催＞	1	80	9月23日(水)～9月25日(金)	3	第5回	地域づくりに取り組み市町村職員、NPO関係者及び地域おこし協力隊員等で、研修の全日程を受講できる方を対象とします。
	地域おこし協力隊員及び 集落支援員の初任者研修会 ＜総務省と共催＞	1	150	5月13日(水)～5月15日(金)	3	第1回	地域おこし協力隊員及び集落支援員を対象とします。
	地域運営組織の形成と運営	1	30	10月21日(水)～10月23日(金)	3	第6回	市町村職員のほか、地域運営組織に属する方又はこれらから地域運営組織を形成しようとしている地域住民の方であつて、かつ、市町村から推薦を受けた方を対象とします。 ※「地域運営組織」とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織をいいます。

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (**1)	回数	定員 (人) (**2)	研修期間 (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	日数	申込期限 区分 (**3)	科目受講上の留意事項
経済・観光・交通	地域ビジネスによる地域経済の活性化	1	40	8月24日(月) ～ 8月28日(金)	5	第4回	地域ビジネスを産業政策として活用することに関する事務を担当する職員にお勧めします。
	中小企業に対する支援	1	40	5月18日(月) ～ 5月22日(金)	5	第2回	中小企業(製造業、小売業、サービス業等)の支援に係る事務の経験が浅い職員を対象とします。
	観光戦略の実践	1	60	2月15日(月) ～ 2月19日(金)	5	第9回	
	公共交通とまちづくり	1	40	10月12日(月) ～ 10月16日(金)	5	第6回	
環境	環境保全の推進	1	50	10月12日(月) ～ 10月16日(金)	5	第6回	
	廃棄物の処理とリサイクルの推進	1	50	6月29日(月) ～ 7月3日(金)	5	第3回	

【市町村アカデミー】

※ (新) : 新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (人) (※2)	研修期間 (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
教育・スポーツ・文化	教育と地域の連携・協働	1	50	3月8日(月)～3月12日(金)	5	第9回	
	スポーツ行政の推進	1	40	3月8日(月)～3月12日(金)	5	第9回	
	文化芸術の活用による地域社会の活力の創造	1	40	2月15日(月)～2月19日(金)	5	第9回	
防災・危機管理	災害に強い地域づくりと危機管理	1	70	11月24日(火)～12月2日(火)	9	第7回	
		2	70	2月2日(火)～2月10日(火)	9	第8回	
行政委員会等	選挙事務 <JIAM 共通実施科目>	1	70	2月25日(木)～3月5日(金)	9	第9回	【JIAM実施日程】 11月10日～11月18日
	監査事務	2	60	① 5月26日(火)～6月3日(火) ② 1月19日(火)～1月27日(火)	9	第2回 第8回	
	議会事務	2	70	① 7月27日(月)～7月31日(金) ② 10月26日(月)～10月30日(金)	5	第3回 第6回	議会事務局の職員を対象とします。

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 定員を超える申込みがあった場合において、同一団体からの受講者の数を制限すること等があります。

※3 申込期限区分は、30ページに記載のとおり。

【市町村アカデミー】

(2) 特別課程（対象者：市町村長、副市町村長、市町村議会議員、監査委員等）

研修科目	研修の目標及び内容（※1）	回数	定員 （人） （※2）	研修期間 （年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年）	日 数	申込期限 区分（※3）	科目受講上の留意事項
市町村長	市町村長特別セミナー ＜①は（一財）地域創造と共催＞	市町村の行財政運営をめぐる重要課題と対応方策、我が国の政治や経済、社会の動向と自治体経営の在り方等について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。 また、①においては、（一財）地域創造との共催により、文化・芸術を通じて地域づくりに関する講演等を併せて実施します。	80 80 80	① 4月16日(木)～ 4月17日(金) ② 7月20日(月)～ 7月21日(火) ③ 11月 5日(木)～ 11月 6日(金)	2 2 2	第1回 第3回 第7回	市町村長(副市町村長を含む。)を対象とします。報告書等を通じて申し込んでください。
	市町村長特別セミナー ～自治体経営の課題～・地域経営塾 ＜総務省と共催＞	急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に的確に対応し、目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の主要な政策課題とその対応方策について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。なお、この研修は、総務省の「地域経営塾」を兼ねます。	80	1月14日(木)～ 1月15日(金)	2	第8回	同上
市町村議会議員	市町村議会議員特別セミナー	市町村の行財政をめぐる重要課題や議会を取り巻く課題と対応の方向、社会構造の変化を見据えての我が国の政治・経済の動向等について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。	120 120	① 10月19日(月)～ 10月20日(火) ② 1月 7日(木)～ 1月 8日(金)	2 2	第6回 第8回	議会事務局を通じて申し込んでください。なお、「団体から」の申込人数は、原則として9人以下でお願いたします。
	市町村議会議員特別講座	市町村が直面する様々な課題に対処する政策形成のポイント等に関する講義、演習等により、市町村議会の議員として必要な実践的な能力の向上を図ります。	50	7月 8日(水)～ 7月10日(金)	3	第3回	議会事務局を通じて申し込んでください。なお、「団体から」の申込人数は、原則として5人以下でお願いたします。
監査委員	監査委員特別セミナー	監査委員を対象に、財政運営をめぐる重要課題や監査機能の充実強化による新たなガバナンスの在り方等について、当該分野で活躍されている講師による講演を行います。	100	4月21日(火)～ 4月22日(水)	2	第1回	監査（委員）事務局を通じて申し込んでください。
	監査委員特別講座	監査の在り方、監査基準、住民監査請求等についての講義、演習等により、監査委員としての見識を高め、職務能力の向上を図ります。	50	10月21日(水)～ 10月23日(金)	3	第6回	同上
管理職	管理職特別セミナー ＜市町村長特別セミナーに参加＞	市町村の行財政運営をめぐる重要課題と対応方策、我が国の政治や経済、社会の動向と自治体経営の在り方等について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。	30 30 30	① 4月16日(木)～ 4月17日(金) ② 7月20日(月)～ 7月21日(火) ③ 11月 5日(木)～ 11月 6日(金)	2 2 2	第1回 第3回 第7回	管理職職員（部課長級）を対象とします。
	管理職特別セミナー ～自治体経営の課題～ ＜市町村長特別セミナーに参加＞	急速な少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に的確に対応し、目指すべき方向性について知見を深められるよう、市町村の主要な政策課題とその対応方策について、各分野で活躍されている講師による講演を行います。	30	1月14日(木)～ 1月15日(金)	2	第8回	同上

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 申込人数が定員に達したときは、申込期限前であっても募集を締め切る場合があります。ただし、管理職特別セミナーについては、専門実務課程の例（前ページの欄外※2参照）により。

※3 申込期限区分は、30ページに記載のとおり。

(3) 巡回アカデミー

【市町村アカデミー】

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員 (人)	研修期間	日数	申込期限 区分	科目受講上の留意事項
巡回アカデミー	市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象に、広域研修機関（都道府県市町村連携協会、都道府県等が設置する市町村職員の研修を行う機関）と連携の上、当該広域研修機関が所在する地域において、専門実務課程の研修を3日間程度に凝縮したかたちの研修を実施します。	2	50 50	未定	3 日程度	未定	



国際文化アカデミー

全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

研修体系

海外研修

海外の自治制度や、まちづくりの手法、あるいは海外戦略の展開手法を学び、グローバルな視点から地域の課題に向き合い、施策を立案できる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

国際文化研修

多様な文化や価値観への理解を深めるとともに、経済活動等のグローバル化を地域の活力へとつなげる施策の企画立案能力、実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 海外戦略等
- 多文化共生・ダイバーシティ
- 消防職員向け研修
- 海外の地方自治体等職員向け研修

公共政策 技法研修

個別分野を超えて全ての公共政策に共通する政策過程（プロセス）に着目し、企画立案、実施、評価等の意義や相互のつながり、各手法について学び、政策形成能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

政策・実務研修

特定の政策課題を解決するための企画立案能力や実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

- 災害対応・危機管理
- 人材育成・人事
- 行政経営・公営企業
- 法務・選挙・監査
- 税務等
- 財政・財務
- 企画・まちづくり
- 産業振興
- 福祉

幹部職員等研修

海外の自治制度や、まちづくりの手法、あるいは海外戦略の展開手法を学び、グローバルな視点から地域の課題に向き合い、施策を立案できる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。

首長・議員等研修

市町村長、市町村議会議員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。

- 市町村長特別セミナー『地域経営塾』
- トップマネジメントセミナー
- 議員特別セミナー
- 議員研修
- 議会事務局職員研修

研修の概要

【国際文化アカデミー】

(1) 海外研修

研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）	予定人数
グローバルな視点で地域経営を学ぶ ～多様な主体を活かす～ (国内+海外)	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、アメリカに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、自治体経営、都市計画、交通、環境、観光等において特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われているアメリカのまちづくりの取組について学ぶとともに、アメリカにおける行政の役割、地域経営手法について考える。 アメリカの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> アメリカ社会と地方行政 ・アメリカの地方自治とNPO 市民主体のまちづくり ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>アメリカ合衆国（ワシントン州シアトル及びオレゴン州ポートランド） (2～3都市程度を予定)</p> <p>※令和元年度：ポートランド市、バンド市 視察先の例：ポートランド市役所（都市計画、福祉他）、 バンド市観光局・市議会、 ポートランド州立大学（人材育成）、NPO 他</p>	<p>9月 8日(火)～ 9月21日(月)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】 <14日間></p>	20
持続可能なまちづくり (国内+海外)	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、ヨーロッパに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、持続可能なまちづくりを目指して、特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパの各都市で行われている環境、交通、都市計画、観光、文化等の施策や取組の動向、考え方について理解を深める。 ヨーロッパの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 持続可能なまちづくり（総論） ・訪問国の政治、経済、社会 訪問国の都市政策、環境、交通政策 ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>ドイツ北部及びデンマーク（3～4都市程度を予定） ※令和元年度： ドイツ：ベルリン（環境、都市政策）、ドルトムント（都市政策） ミュンスター（公共交通）、ハイデルベルク（環境）他 スイス：バーゼル（公共交通）、チューリッヒ（環境）他</p>	<p>8月29日(土)～ 9月11日(金)</p> <p>【国内4日間、 海外10日間】 <14日間></p>	20
自治体の海外戦略 ～活力あるアジアとの地域間交流促進～ (国内+海外)	<p>3日間の国内研修において、事前学習を行った後、アジアの主要都市に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、現地の行政機関や関係団体、文化交流団体等の取組について実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の人々との意見交換等を通じて、日本と訪問国との政治・経済・文化交流等における現状と課題について理解を深め、今後の地域間交流促進の契機とするとともに国際感覚の養成を図る。 アジア諸国との文化交流、経済交流の状況を踏まえ、所属団体の地域経済活性化につながる政策の立案と実行ができる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問国の政治、行政、経済事情 ・訪問国との文化交流、経済交流の状況 海外市場におけるマーケティング ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>インドネシア（2都市程度を予定） ※令和元年度：シンガポール、マレーシア 視察先（テーマ）の例： シンガポール：都市再開発庁、IT政策、多文化共生施策 マレーシア：プタリンジャヤ市（スマートシティ、SDGs）、JETRO 他 ※一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しております。</p>	<p>8月20日(木)～ 8月30日(日)</p> <p>【国内3日間、 海外8日間】 <11日間></p>	20

【国際文化アカデミー】

(2) 国際文化研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	予定人数	備考
	ドイツのシユタットベルケに学ぶ新たな地域経営手法～地域エネルギー事業を核とした公共サービスの運営～【新規】	少子高齢化、人口減少による厳しい財政環境において、国民生活を支える地域インフラや公共サービスをどのように維持、更新していくかが重要な課題となっています。この研修では、ドイツのシユタットベルケを参考に、地域エネルギー事業を中心とした公共サービスの運営により、地域に必要なインフラや公共サービスを持続可能なものへとつなげていく方策を考えます。 * [シユタットベルケ] 電力、ガス、水道、公共交通機関、地域に感染したインフラサービスを提供するドイツの公益事業体。ドイツ全土で約900あると言われており、地元自治体によって出資されている。再生可能エネルギーの導入が進むドイツでは、地域資源を有効活用した地域エネルギー供給の取組が進んでおり、シユタットベルケはその中心的な役割を担っている。	6月22日(月) - 6月24日(水) 3日間	30	
	海外への魅力的な情報発信【新規】	外国人観光客の誘致やまちの産品などを海外にPRするための情報発信については、ターゲットとする人々のニーズや文化を理解し、興味を持ってもらえるようなコンテンツ選定や仕掛けが必要です。この研修では、外国人の旅行などに関する情報収集の現状及びビロエーション手法やソーシャルの活用法について理解を深めます。また、ターゲットに応じた表現やレイアウト、魅力的な写真や動画などに関する実践的なノウハウとそれらを生かした戦略的な情報発信についても理解し、外国人観光客の誘致やまちの産品の海外PR策の取組を強化することを目指します。	7月 8日(水) - 7月10日(金) 3日間	30	
海外戦略等	世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップアマネジャーの方々のために～	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員、議員等を対象とします。短期(1泊2日)の研修期間で、変化する世界情勢を的確に捉えようとして、外国人材の受け入れ、インバウンド観光など、進展するグローバル化を戦略的に施策に取り組み地域活性化に繋げていく方策などについて学び、幅広い観点から考えていきます。	7月16日(水) - 7月17日(金) 2日間	30	
	海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようなものか～【改訂】	人口が減少する中、人が集まるまちにしていくには、魅力的な都市づくりが必要で、海外では、それぞれの歴史・文化の保存、自然の再生等により、その地域の風格とアイデンティティを高めていくことで、存在感のあるまちとなつていく事例が多くみられます。この研修では、海外事例の考え方や方策を参考に、コンパクトシティ、パブリックスペースの活用なども含め、新たな切り口から、都市の風格とアイデンティティはどのようなものか、中長期的な視点で考えます。	10月21日(水) - 10月23日(金) 3日間	30	
	SDGsによる地域づくり	国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)については、国において平成28年5月にSDGs推進本部が設置され、SDGs実施指針が策定されました。また、平成30年には、内閣府による「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の選定も始まり、自治体においてもSDGsの考え方を取り入れながら政策展開につなげていこうとする動きが広がっています。この研修では、SDGsによる持続可能な地域づくりを推進するために、自治体で取り組む意義やメリット、自治体のSDGsの活用事例について学びとともに、導入方法や導入時の留意点等についても理解を深めます。 * [SDGs(持続可能な開発目標)] Sustainable Development Goalsの略。2015年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際社会全体が取り組む2030年の目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、健康・福祉・経済・気候変動などの17分野に亘る目標と169のターゲット、230の評価指標で構成されている。今後、社会・経済・環境をめぐる広範な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための世界共通のものとならる。	11月16日(月) - 11月18日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
多文化共生・ダイバーシティ	自治体外国人施策の実務 ～第一線で対応する方の ために～	外国人に対する自治体の窓口業務や外国人施策等を担当する方を対象とした実務的な入門研修です。 平成30年の入管法改正を踏まえ、多文化共生の現状と課題、外国人住民を取り巻く制度や施策について、基本を理解します。その上で、外国人への対応等に関する基本的事項を事例なく共通する実践的に学びます。	6月 8日(月) - 6月10日(水) 3日間	30	
	多文化共生の実践コース (インターバル研修)	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国人住民に関わる諸課題や地域における外国人の活躍について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、地域の関係機関・取組等とのコーディネート能力及び多文化共生の推進や外国人住民と共に行う地域活性化等に関する施策・事業の企画立案能力の向上を図ります。 研修効果を高めるため、研修を前期と後期に分けて、インターバル期間を設け、後期には地域の実情に沿った多文化共生を推進するための計画を策定するという実践的な研修です。	前期 7月13日(月) - 7月15日(水) 3日間 後期 9月16日(水) - 9月18日(金) 3日間	40	・一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725) までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、平成28年度から研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。 ・「多文化共生の実践コース」修了者は、別途一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) が定める要件を満たす場合、「多文化共生マネージャー」として認定されます。「多文化共生マネージャー」の認定については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725)までお問い合わせください。 一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725) までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、平成28年度から研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
多様性社会を生きる「次世代」の育成 ～外国につながるを持つ子どもたちへの学習支援～ 【改訂】	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 外国につながるを持つ子どもたちを取り巻く現状についての講義や事例紹介を通じて、多様性社会において、外国につながるを持つ子どもたちへの学習支援や保護者等への支援のあり方について、現場における課題を共有し、問題解決に繋がる実践的な支援の方法を考えます。	7月27日(月) - 7月31日(金) 5日間	30		

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	予定人数	備考
多文化共生・ダイバーシティ	ダイバーシティに配慮した働きやすい職場づくり 【改訂】 （研修期間：3日間→2日間）	人口減少等により、生産年齢人口が減少する中、自治体でも、多様な人材の能力を活かし、生産性の向上を図りつつ、働きやすい職場づくりを行っていくことが必要不可欠となっています。 この研修では、ダイバーシティやワークライフバランスの考え方の講義、多様な価値観への気づきのワークショップ等を通じて、ダイバーシティに配慮した人事管理、人材育成、職場の環境づくりが適切に行えるようになるための能力の向上を図ります。	8月20日(木) - 8月21日(金) 2日間	30	
	外国人相談窓口の運営 【新規】	平成30年の入管法改正による外国人材の受け入れ、共生のための総合的対応策のひとつとして、自治体の相談窓口の設置が急務となっております。この研修では、関連機関との連携・役割分担、人材育成の方法等、外国人相談窓口の設置及びより良い運営方法の工夫について考えます。 また、自治体や関係団体の具体的な事例を交えながら、課題や今後のあり方についても学んでいきます。	8月27日(木) - 8月28日(金) 2日間	40	
	多文化共生の地域づくり コース 【実施回数2回】	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 多文化共生に関する基礎知識を習得するとともに、地域における多文化共生の課題を分野別に学びます。また、自治体やその関係団体が施策を展開する際、多文化共生に配慮できるような理解を深めます。 修了者を「多文化共生地域づくりサポーター」として認定します。	第1回 8月31日(月) - 9月4日(金) 5日間 第2回 2月1日(月) - 2月5日(金) 5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725) までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、平成28年度から研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。
	災害時における外国人への支援セミナー	自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会の職員等を対象とします。 地震や水害など災害時の外国人住民を取り巻く状況を踏まえ、支援のための仕組みづくりなどについて理解を深めます。また、災害時において、外国人住民を含めた多様な主体との連携による地域防災のあり方について考えます。	10月12日(月) - 10月14日(水) 3日間	70	・一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。 助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725) までお問い合わせください。 なお、自治体職員への助成については、平成28年度から研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。 ・[災害時における外国人への支援セミナー] 修了者は、別途総務省が実施する「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」の受講が可能となります。詳細については、総務省自治行政局国際室 (TEL03-5253-5527) までお問い合わせ下さい。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	予定 人数	備 考
多文化共生・ダイバーシティ	シニアマネジャー研修 ～ダイバーシティの視点から～	(5) 幹部職員等研修をご覧ください。	10月14日(水) - 10月16日(金)	30	
	障がいのある人への自立支援	(4) 政策・実務研修の「福祉」区分をご覧ください。	11月30日(月) - 12月 4日(金)	50	
消防職員向け研修	外国人が安心して医療を受けられるための環境整備	<p>自治体職員、地域国際化協会及び市区町村国際交流協会職員、公立病院、保健医療専門職員等を対象とします。外国人観光客が年々増加する中、適正な医療を提供するため外国人住民や外国人観光客が求めています。この研修では、外国人が安心して医療を受けられるようにするために、外国人の医療・保健・福祉や医療機関における外国人患者受け入れの環境整備等に関する講義、現場での取組事例等を学ぶとともに、ワークショップにより情報の共有化を図ります。</p>	2月15日(月) - 2月16日(火)	30	<p>一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)との共催を予定しており、研修費及び交通費の一部が同協会から助成される予定です。助成に関する詳細については、一般財団法人自治体国際化協会多文化共生部 (TEL03-5213-1725) までお問い合わせください。</p> <p>なお、自治体職員への助成については、平成28年度から研修費のみとなっておりますので、予めご了承ください。</p>
	消防職員コース～非常時における外国人とのコミュニケーション～	<p>消防職員（自治体の防災担当職員含む）を対象とします。非常時において外国人を救援救助する活動が迅速・的確に行えるよう、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、そのために必要な知識や方法等について学びます。</p> <p>自治体の危機管理 ・異文化理解 ・非常時に備えた地域コミュニティとの関わり方 ・外国人住民からみた日本 ・自治体の事例紹介（外国人への情報提供等） ・ビデオコミュニケーション ・外国人観光客への対応 ・施設立業演習 ・語学研修 共通：英語 選択：中国語又はポルトガル語など</p>	5月13日(水) - 5月29日(金)	30	<p>次の書類を、各期限までに提出してください。</p> <p>①年間派遣計画書 ②年次派遣計画書 ③派遣申請書 ④研修受講申込書 ⑤研修費申請書 ⑥研修費明細書 ⑦研修費領収書 ⑧研修費納入書 ⑨研修費納入書 ⑩研修費納入書 ⑪研修費納入書 ⑫研修費納入書 ⑬研修費納入書 ⑭研修費納入書 ⑮研修費納入書 ⑯研修費納入書 ⑰研修費納入書 ⑱研修費納入書 ⑲研修費納入書 ⑳研修費納入書 ㉑研修費納入書 ㉒研修費納入書 ㉓研修費納入書 ㉔研修費納入書 ㉕研修費納入書 ㉖研修費納入書 ㉗研修費納入書 ㉘研修費納入書 ㉙研修費納入書 ㉚研修費納入書 ㉛研修費納入書 ㉜研修費納入書 ㉝研修費納入書 ㉞研修費納入書 ㉟研修費納入書 ㊱研修費納入書 ㊲研修費納入書 ㊳研修費納入書 ㊴研修費納入書 ㊵研修費納入書 ㊶研修費納入書 ㊷研修費納入書 ㊸研修費納入書 ㊹研修費納入書 ㊺研修費納入書 ㊻研修費納入書 ㊼研修費納入書 ㊽研修費納入書 ㊾研修費納入書 ㊿研修費納入書</p>
	国際消防救助隊セミナー	海外での大規模災害における国際消防救助隊の活動の充実を図るため、国際標準である救助に関する知識、技術について学びます。	2月17日(水) - 2月19日(金)	80	総務省消防庁との共催を予定しております。対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
そ の 他	協力交流研修員研修コース	協力交流研修員として来日した外国の地方自治体等の職員を対象に、日本語、日本の地方自治制度、日本文化の理解等に関する研修を行います。	5月20日(水) - 7月 2日(木) 44日間	30	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しております。対象者には、別途、共催機関から詳細をお知らせします。
	JET プログラム翻訳・通訳講座の集合研修 (中国語・韓国語)	自治体において語学指導や国際交流事業に従事しているJET プログラム参加者を対象に、翻訳・通訳技法の研修を行います。	10月12日(月) - 10月16日(金) 5日間	60	
	JET プログラム翻訳・通訳講座の集合研修 (英語)		12月 7日(月) - 12月11日(金) 5日間	175	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



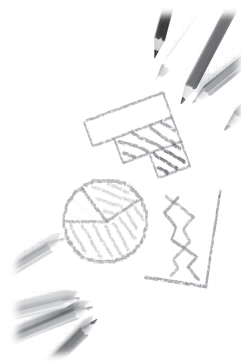
【国際文化アカデミー】

(3) 公共政策技法研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
公共政策技法研修	行政評価を核とするマネジ メント～予算・決算、総合 計画への活用～	自治体においては、各施策や事業がその目的の達成にどの程度効果があったのか、見直しの必要性や優先順位はどうか、などを検証し、行政運営を行っていくことが必要です。その有効な方法として行政評価を核とするマネジメントがあります。この研修では、事務事業評価及び施設評価を取り上げ、評価項目や指標の設定、導入方法、さらには予算編成や決算審査、総合計画などの進捗管理等において活用する方法などにより、成果を挙げるための評価のあり方について学びます。	6月 3日(水) - 6月 5日(金) 3日間	30	
	提案を実現するための技法	担当が事業などの企画案を提案する場合や関係者との合意形成を進める場合において、相手を納得させる効果的な説明の技法について学びます。研修では、論理的な思考の整理のしかた、ターゲットに合わせたわかりやすい資料作成術、相手に理解させるための説明や想定問答などについて、講義と演習により理解を深めます。	6月 3日(水) - 6月 5日(金) 3日間	30	
	自治体職員のためのマーケ ティングの基本	自治体においては、地域住民や企業、地域外の人々や企業等の現状やニーズを把握し、対象を明確にしたうえで施策の立案・実施を行っていくことが重要です。この研修では、講義に加え導入事例から、マーケティングの基礎的な知識や手法、施策立案・実施に活用する際のポイント等を習得し、マーケティングを取り入れた施策の立案・実施ができるようになることを目指します。	11月 4日(水) - 11月 6日(金) 3日間	30	
	自治体職員のためのデー タ分析の基本～分析から政策 展開へ～	自治体職員が地域の現状を知り、未来を予測し、適切に施策を立案していくためには、統計的な思考を身につけ、データを分析できるようになることが必要です。この研修では、分析に必要なデータの収集方法と注視点、統計を読み解く際のポイント、施策への展開等、データ分析の基本を学び、分析結果を施策立案等に生かすことができるようになることを目指します。	2月 3日(水) - 2月 5日(金) 3日間	30	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



【国際文化アカデミー】

(4) 政策・実務研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）		予定人数	備考
			(年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)			
災害対応・危機管理	消防職員コース～非常時に おける外国人とのコミュニ ケーション～	〔2〕 国際文化研修の「消防職員向け研修」区分をご覧ください。]	5月13日(水) -	5月29日(金)	30	年間派遣計画書の提出が必要です。
	地域住民の防災力向上 ～平時からの取組～	平時において、地域住民の防災力向上に資する市町村の取組について考え ます。地震や記録的な豪雨に備えた耐震や治水対策等は行政の重要な施策 のひとつですが、一旦大災害が発生すると、行政（公助）がでさること には限界があり、自助と共助が非常に重要です。この研修では、参加体験型 の演習や講義を通して、防災教育の必要性や減災対策等について学び、 平時からの地域住民の防災力の向上について考えます。	5月19日(火) -	5月21日(木)	40	
	災害時における外国人への 支援セミナー	〔2〕 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。]	10月12日(月) -	10月14日(水)	70	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR） との共催を予定しています。
	避難行動要支援者対策 ～災害弱者をつくらない～	平時の取組から災害発生後のケアまで、災害弱者をつくらないために行政 がどう取組を進めるか考えます。この研修では、災害時の避難行動に支援 を要する人々（高齢者や障がい者等）に対して、市町村等が平時からどの ように取組を進め、災害があってもいかにして円滑に避難等ができるようにす るのか、また、避難した後の生活や福祉避難所の運営等についても市町村 がどう対応するか考えます。	11月 9日(月) -	11月11日(水)	30	
	災害発生後の市町村の役割 ～復日から復興へ～	災害発生後の初動対応期（地震の場合には、災害発生後72時間）以降の 被災者対応について考えます。初動対応期以降は、いかに迅速に復旧し、 復興を図っていくかが行政にとって最重要課題となります。この研修では、 復日から復興までの被災者対応（被害調査、罹災証明の発行等）や他機関 との連携等について、事例を交えながら学びます。	1月27日(水) -	1月29日(金)	40	
	災害発生時のマネジメント ～対策本部の運営～	災害発生時の初動対応期（地震の場合には、災害発生後72時間）の対策 本部の運営について考えます。初動対応期では、災害対策本部における迅 速かつ的確な判断が重要です。避難勧告・指示の発令、初動対応期の情 報収集、国・都道府県・他市町村、民間事業所への連絡・連携、緊急時 の情報発信等の事例を交えながら、災害対策本部におけるトップの判断を サポートできる能力の向上を図ります。	3月 1日(月) -	3月 3日(水)	50	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略)4月～12月・令和2年・1月～3月・令和3年)	予定 人数	備 考
人材育成・人事	提案を表現するための技法	【(3) 公共政策技法研修をご覧ください。】	6月 3日(水) - 6月 5日(金) 3日間	30	
	働き方改革 ～今後の展開～【改訂】	人口減少や少子高齢化等により生産年齢人口が減少するなか、それぞれの組織において、長時間労働の是正や柔軟な働き方等、様々な働き方改革への取組が進められています。この研修では、今後の展開として、地域全体での意識改革や仕組みづくりについて考えます。	7月 1日(水) - 7月 3日(金) 3日間	40	
	これからの自治体人材マネジメント	生産年齢人口の減少による構造的な「人手不足」が続く中、自治体においては、人材の確保、育成、活用など長期的、総合的な人材マネジメントの考え方が重要となります。限られた人員で円滑に自治体を経営するためにはどのような人材戦略が有効か、将来を見据えた職員採用や人材育成など明確なビジョンを備えた人材マネジメントについて考えます。	8月 5日(水) - 8月 7日(金) 3日間	30	
	ダイバーシティに配慮した 働きやすい職場づくり 【改訂】	【(2) 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。】	8月20日(木) - 8月21日(金) 2日間	30	
	自治体におけるSNSの活用	近年、SNSを利用する自治体が増えています。情報発信ツールとして多くの自治体利用している一方、SNSの双方向性を活かした運用にまでは至っていないのが現状です。多様化するコミュニケーション手法を積極的に利用していくことが今後ますます必要となる中、SNSの種類やそれぞれの特徴、自治体におけるSNS活用についてどのような課題があるかを認識し、どのように活用すれば住民の満足度の向上につながるかを学びます。	6月 1日(月) - 6月 3日(水) 3日間	30	
行政経営・公営企業	行政評価を核とするマネジメント～予算・決算、総合計画への活用～	【(3) 公共政策技法研修をご覧ください。】	6月 3日(水) - 6月 5日(金) 3日間	30	
	地方公営企業経営の基本 ～財務会計と新経営手法～	地方公営企業法を適用または任意適用している地方公営企業等の担当職員(初任者)を対象とします。地方公営企業をめぐる最近の動向と併せて、地方公営企業の基本制度的概要及び財務会計制度、さらには、経営戦略の策定・改定などの講義・演習により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	6月15日(月) - 6月17日(水) 3日間	100	地方公営企業連絡協議会との共催を予定しています。
	ドイツのシュタットベルクに 学ぶ新たな地域経営手法～ 地域エネルギー事業を核と した公共サービスの運営～ 【新規】	【(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。】	6月22日(月) - 6月24日(水) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)		予定 人数	備 考
行政経営・公営企業	地方公営企業法の適用に向けた実務	地方公営企業法（財務規定等）を適用していない下水道事業や簡易水道事業等の地方公営企業の担当職員を対象とします。地方公営企業法を任意適用している先進事例や取組の紹介、簿記の基礎や財務諸表の作成演習等を通じて、地方公営企業法の適用に向けた実践的な業務・知識を習得します。	7月 1日(水) - 7月 3日(金)	3日間	50	総務省との共催を予定しています。
	Society5.0 時代への対応～スマートシティの実現に向けて～【新規】	より便利で豊かな生活が送れる社会の実現を目指し、Society5.0時代によりふさわしい仕組みづくりが求められています。この研修では、AI、IoT、ビッグデータなどの先進的技術を知り、それを観光や防災などの課題解決に活用する「スマートシティ」への転換について、先進事例を学びながら、考えていきます。	7月20日(月) - 7月22日(水)	3日間	30	
	人口減少社会におけるファシリテイマネジメント	財政、企画、公共施設等の管理、ファシリテイマネジメントを担当する職員を広く対象とします。人口減少局面にある中、公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となっていることに鑑み、自治体においては、地域の実情に応じた効率的な管理運営が求められています。この研修では、個別施設計画の作成と運用、効率的な施設管理・活用のあるり方について学ぶとともに、事例等を通じて自らの地域にふさわしい施設マネジメントの手法を学びます。	7月27日(月) - 7月28日(火)	2日間	40	
	公営企業の経営【改訂】	公営企業に関する近年の施策や、公営企業の「経営戦略」の策定・改定の方法、「会計適用」の方法等に関する講義、演習等により、経営環境が厳しさを増しつつある中、経営戦略や財務情報を活かして、公営企業を中長期的な視野に基づき計画的に経営していくに当たって必要となる専門的知識の習得と、実務遂行能力の向上を図ります。	9月 2日(水) - 9月 4日(金)	3日間	50	総務省との共催を予定しています。経営戦略を策定・改定に取り組む公営企業、これから会計適用を必要とする公営企業や、公営企業会計を適用しているが制度の理解を深めたいと考えている公営企業担当職員を対象とします。(なお、病院事業については、経営戦略に代えて「新公立病院改革プラン」を策定することとされているため、本研修は病院事業以外の事業を念頭に置いた内容となります。)
	これからの自治体業務改革～制度の動向と先進事例～	平成30年に「自治体戦略2040構想研究会」の第一次・第二次報告が総務省より発出されているところですが、地方自治体においては、今後、本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしを守り、地域経済を支えるために行政上の諸課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくに必要があります。この研修では、これまでの枠組みにとらわれず、新しい仕組み、技術等を活用し、業務改革に取り組む地方自治体の先進事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	9月14日(月) - 9月16日(水)	3日間	30	
	自治体の広報～住民に語りかけられる広報を目指して～	自治体の広報には、住民が必要とする情報をより分かりやすく伝えることが求められます。この研修では、広報誌やホームページ等を含めた多様な媒体の活用などを含め、より分かりやすく伝えるための手法やポイント等について学び、自治体広報としての情報伝達力の向上を目指します。	9月28日(月) - 9月30日(水)	3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
行政経営・公営企業	自治体職員のためのマーケティングの基本	〔C〕 公共政策技法研修をご覧ください。〕	11月 4日(水) - 11月 6日(金) 3日間	30	
	人口減少を前提としたこれからの自治体経営	人口減少問題が全国の多くの自治体の主要な課題となっています。この研修では、自治体経営を左右する人口減少問題について理解し、人口が減少しても住民が満足して暮らせるまちづくりをめざし、どのように自治体を経営していくか、先進的な様々な事例を交えながら考えます。	1月13日(水) - 1月15日(金) 3日間	40	
	法令実務 A（基礎） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について実務経験が1年未満の職員を対象とします。 行政法その他の法に関する基礎的知識、基本的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等により、基礎的な法務能力を身に付けます。	6月 8日(月) - 6月12日(金) 【JAMP実施日程】 6月22日(月) - 6月26日(金) 8月 3日(月) - 8月 7日(金) 2月15日(月) - 2月19日(金)	50 70 70 70	申込期間は、4月1日(水)～4月28日(火)です。
	法令実務 B（応用） ＜JAMP 共通実施＞（注）	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について1年以上の実務経験を有する職員又は法令実務A（基礎）の修了者を対象とします。 行政法その他の法に関する専門的知識、実践的な立法技術等に関する講義、条例の改正演習等を通じて、市町村における政策実現のための応用的な法務能力を身に付けます。	9月29日(火) - 10月 9日(金) 【JAMP実施日程】 9月 1日(火) - 9月11日(金) 11月10日(火) - 11月20日(金)	50 50 50	申込期間は、4月1日(水)～7月31日(金)です。
法務・選挙・監査	会計検査実務のポイント	国の補助金等による事業や会計事務を担当する職員を対象とします。国の補助金等を受けて市町村等で実施する事業に関する会計検査について、工事と工事以外の事業に分けたうえで、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から、そのポイントを学びます。	10月 8日(木) - 10月 9日(金) 2日間	40	
	訴訟等実務	訴訟等に関わる基礎的知識を有する職員を対象とします。 地方分権の進展により、自治体が独自に法的判断を行うなど、紛争事件を処理する局面が増えています。この研修では、講義や発弁書の作成などの実践的な課題演習を通じて、自治体をめぐる様々な訴訟等に対応できる実務遂行能力の向上を図ります。	10月19日(月) - 10月23日(金) 5日間	30	
	選挙事務 ＜JAMP 共通実施＞（注）	選挙事務の担当職員を対象とします。選挙制度をめぐる諸問題、選挙執行の実務、政治活動と選挙運動等に関する講義、演習等により、選挙事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	11月10日(火) - 11月18日(水) 【JAMP実施日程】 2月25日(木) - 3月 5日(金)	50 70	申込期間は、4月1日(水)～7月31日(金)です。
	自治体の内部統制と監査機能	平成29年の地方自治法改正により、市町村についても内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が努力義務とされ、その対応が求められています。この研修では、自治体の行政運営の透明性を高め、リスクを予防・抑制するための内部統制の基本的な考え方や仕組み、具体的な取組方法を導入における論点など、最新の動向を学ぶとともに、内部統制の目的を達成するための監査機能のあり方について学び、内部統制の制度構築と監査機能の充実・強化に的確に対応できる実務能力の向上を図ります。	11月24日(火) - 11月26日(木) 3日間	40	

（注）＜JAMP共通実施＞の研修については、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、市町村職員中央研修所（JAMP）のどちらでも同等の内容の研修が受講できるようカリキュラムを調整していますので、時期・アフェス等に応じて選択し、ご利用ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	予定 人数	備 考
税 務 等	固定資産税課税事務（土地） ＜ JAMP 共通実施 ＞（注）	固定資産税課税事務（土地）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。資産課税の理論、土地評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（土地）課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	6月16日(火) - 6月24日(水) 【JAMP実施日程】 5月26日(火) - 6月 3日(水)	50 100	
	市町村税徴収事務 ＜ JAMP 共通実施 ＞（注）	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。地方税法（総則）、国税徴収法、財産の調査及び差押え等の実務、納税者折衝、滞納整理等に関する講義、演習等により、市町村税徴収事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	7月28日(火) - 8月 7日(金) 【JAMP実施日程】 6月 9日(火) - 6月19日(金) 9月29日(火) - 10月 9日(金) 1月19日(火) - 1月29日(金)	50 100 100 100	申込期間は、4月1日(水)～4月28日(火)です。
	固定資産税課税事務（家屋） ＜ JAMP 共通実施 ＞（注）	固定資産税課税事務（家屋）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。資産課税の理論、家屋評価実務等に関する講義、演習等により、固定資産税（家屋）事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	8月18日(火) - 8月28日(金) 【JAMP実施日程】 6月 9日(火) - 6月19日(金) 11月10日(火) - 11月20日(金)	50 100 100	
	住民税課税事務 ＜ JAMP 共通実施 ＞（注）	住民税課税事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の税額算出、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民税課税事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	10月20日(火) - 10月30日(金) 【JAMP実施日程】 9月 1日(火) - 9月11日(金) 9月29日(火) - 10月 9日(金) 11月24日(火) - 12月 4日(金)	50 100 100 100	申込期間は、4月1日(水)～7月31日(金)です。
	使用料等の債権回収 ＜ JAMP 共通実施 ＞（注）	水道料金、下水道使用料、公営住宅の家賃、学校の授業料等税外収入金の法的性格、債権の管理及び回収に関する講義、演習等により、使用料等に係る債権の回収について必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	10月26日(月) - 10月30日(金) 【JAMP実施日程】 6月29日(月) - 7月 3日(金)	70 50	
	滞納整理の実践と徴収マネジメント	主に、市町村税徴収事務経験1年以上の職員を対象とします。滞納整理に関する講義、演習、受講者の持ち寄り事例による意見交換等を実施し、徴収マネジメントや徴収困難な事案への対処方法等、より高度な専門知識の習得及び実務遂行能力の向上を図ります。	11月 9日(月) - 11月13日(金)	50	

(注) <JAMP共通実施>の研修については、全国市町村国際文化研修所（JIAM）・市町村職員中央研修所（JAMP）のどちらでも同等の内容の研修を受講できるようカリキュラムを調整していますので、時期・アクセス等に応じて選択し、ご活用ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
財 政 ・ 財 務	自治体マネジメントのための 地方公会計実務	地方公会計の業務に従事している職員を主な対象とします。地方財政における公会計の目的や位置づけ、仕訳の仕方などの基礎的な知識の習得をはじめ、財務書類等の作成及び分析手法、分析結果を踏まえた公共施設のマネジメントなど諸課題への対応に関する講義、先進団体における実例などを通じて、地方公共団体における自治体経営に係る能力の向上を図ります。	4月20日(月) - 4月23日(木) 4日間	50	総務省との共催を予定しています。
	自治体財政運営の理論と実際 ～自治体財政診断のノウハウ～	財政に関する実務経験1年以上の職員を対象とします。健全な財政運営を行うっていくためには、財政状況を的確に分析し、地方債の発行管理を行うことが必要であり、そのためには、将来的な償還能力やストック面を含めて、財政診断ができる能力が不可欠です。この研修では、自治体の財政運営について、理論だけでなく、自らの自治体の財政を的確に分析・診断するノウハウを学びます。	8月 5日(水) - 8月 7日(金) 3日間	40	
	自治体の自律的な財政運営 ～制度と最新の動向～	地方財政制度や地方交付税等の諸課題に関する講義・演習等により、財政における国と地方の関係をはじめ、地方財政・税制等における最新の動向を踏まえ、自律的に健全な財政運営に取り組み、いくための能力の向上を図ります。	9月 7日(月) - 9月 9日(水) 3日間	40	
	自治体ファイナンス基礎講座 ～よりよい資金調達・運用を目指して～	自治体の資金調達や資金運用に携わる職員を対象とします。「よりよい資金調達・運用」を実現することは、これからの自治体にとって最も重要な課題のひとつです。この研修では、自らの団体の現状を把握し、多様な資金調達の選択肢から最適な手法を選出すための基礎知識及び昨今の金融情勢下における確実かつ有利で効率的な資金運用を行うための基礎知識を学びます。	9月15日(火) - 9月18日(金) 4日間	40	地方公共団体金融機構との共催を予定 しています。
企 画 ・ ま ち づ くり	地域おこし協力隊員及び集 落支援員の初任者を対象と した研修会	地域おこし協力隊員及び集落支援員を対象とします。地域おこし協力隊の地域協力活動や集落支援員の集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	4月13日(月) - 4月15日(水) 3日間	150	
	全国地域づくり人材塾	地域活性化のために、様々な知識・経験を持った人が、その知識・経験とアイデアを活かしながら、それぞれ活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されている状況が大切です。この研修では、地域で活躍している実践者などからの講義や直接対話を通じて、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材（人材）を育成します。	5月13日(水) - 5月15日(金) 3日間	50	総務省との共催を予定しています。
	大学の力を活かしたまちづくり【新規】	大学には、それぞれの専門性やそこで学ぶ学生との連携など、地域資源のひとつとしての役割が期待されます。この研修では、地域における大学の役割や大学の力を最大限に活かしたまちづくりについて考えます。	6月10日(水) - 6月12日(金) 3日間	30	
	ドイツのシュタットベルケに 学ぶ新たな地域経営手法～ 地域エネルギー事業を核と した公共サービスの運営～ 【新規】	〔2〕 国際文化研修の「海外戦船等」区分をご覧ください。〕	6月22日(月) - 6月24日(水) 3日間	30	

(注) <JAMP共通実施>の研修については、全国市町村国際文化研修所 (JIAM)・市町村職員中央研修所 (JAMP) のどちらでも同等の内容の研修が受講できるようカリキュラムを調整していますので、時期・アクセス等に応じて選択し、ご利用ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）		予定人数	備考	
			（年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年）				
企画・まちづくり	図書館とまちづくり【新規】	図書館がまちづくりの核として、ますます注目されています。今、地域で必要とされているのはどんな図書館なのか？図書館が担う新たな役割に関する講義やまちの特長を活かした図書館の事例などをもとに、図書館とまちづくりの関係、その変遷や可能性について考えます。	7月 6日(月) - 7月 8日(水)	3日間	30		
	人口減少時代のコンパクトなまちづくり	少子化による急速な人口減少と高齢化が進む中、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようまちづくりが必要となります。自治体をめぐるまちづくりの現状と課題を把握し、地域の実情に応じた持続可能なまちづくりとはどのようなものなのか、先進事例も交えて考えます。	7月 14日(火) - 7月 16日(木)	3日間	30		
	市町村の森林政策	平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、自治体では林業の成長産業化や森林資源の適切な管理の推進が重要となります。この研修では、森林管理における市町村の役割について理解し、これからの森林政策のあり方について考えます。	8月 17日(月) - 8月 19日(水)	3日間	40		
	多文化共生の地域づくり コース【実施回数2回】	〔2〕 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。】	第1回 8月 31日(月) - 9月 4日(金)	5日間	30	一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）との共催を予定しています。	
			第2回 2月 1日(月) - 2月 5日(金)	5日間	30		
		スポーツと地域の活性化	オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズなど、世界的なスポーツイベントが開催される中、スポーツを活用した地域・経済活性化への期待が高まっています。自治体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となった地域スポーツコミュニティの取組、スポーツ大会やイベントの実施などを学び、地域資源を活かしたスポーツによるまちづくり・地域の活性化につなげていく方策を考えます。	9月 9日(水) - 9月 11日(金)	3日間	30	
		住民との協働によるまちづくり～まちづくりコーディネーターの役割と技術の習得～	住民との協働の手法などを、具体的なテーマを題材にして学びます。講義や事例・実地研修（まちあるき）、ワークショップ等の参加型学習も取り入れ、コーディネーターとして、その役割や実際にまちづくりを行うためのスキルを学び、住民との協働の実践の場で役立つ能力の向上を図ります。	9月 28日(月) - 10月 2日(金)	5日間	40	
		海外の事例から学ぶ都市政策～都市の風格とアイデンティティはどのようなものか～【改訂】	〔2〕 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。】	10月 21日(水) - 10月 23日(金)	3日間	30	
		関係人口の創出・拡大【新規】	地域外にあって、特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、様々な形で地域を応援する「関係人口」を創出・拡大させていくため、「関係人口」の意義や先進事例等に関する講義、演習等により先進事例を学ぶとともに、自治体で活かせる関係人口の創出・拡大に向けた施策について学びます。	11月 4日(水) - 11月 6日(金)	3日間	30	総務省との共催を予定しています。
		自治体職員のためのマーケティングの基本	〔3〕 公共政策技法研修をご覧ください。】	11月 4日(水) - 11月 6日(金)	3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
企画・まちづくり	鳥獣被害と自治体の対応	野生鳥獣による農作物の被害額は、年間150億円を超えており、被害は甚大です。また、鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等をもたらし、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。この研修では、効果的な被害対策の考え方を学ぶとともに積極的に鳥獣被害防止対策に取り組んでいる自治体の事例紹介や受講者同士の意見交換を通じて、それぞれの地域に応じた鳥獣被害対策について考えます。	1月27日(水) - 1月29日(金) 3日間	30	
	地域おこし協力隊ステップアップ研修	着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている地域おこし協力隊員を対象とします。これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理します。また、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけていただくために必要となる知識を学び、実務能力の向上を図ります。	2月 1日(月) - 2月 2日(火) 2日間	60	総務省との共催を予定しています。
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～	[(3) 公共政策技法研修をご覧ください。]	2月 3日(水) - 2月 5日(金) 3日間	30	
	地域公共交通の維持と確保に向けて【新規】	人口減少と少子高齢化が急速に進む中、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況です。この研修では、地域公共交通を取り巻く現状と課題について認識し、新たな制度や最新技術などの活用も検討しながら、住民生活を持続するための地域公共交通の仕組みづくりについて考えます。	2月 8日(月) - 2月10日(水) 3日間	30	
	生涯学習によるまちづくりを考える	生涯学習施策には、社会の複雑化に伴う多様な住民の学びの意欲に対して、いかに学びの環境を整備し提供していくかが求められます。この研修では、企画・協働担当事業委員会などの職員を対象に、様々な学習機会の提供について考えるとともに、生涯学習とまちづくりを結びつける仕組みや施策を企画立案するための能力の向上を図ります。	2月 8日(月) - 2月10日(水) 3日間	30	
	空き家対策～自治体の対応法～	適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、様々な課題となっています。住民等の私有財産である空き家等に対して、法的観点等も踏まえ、市町村が実際にどのように対応していくべきなのか、先進事例などを交えて考えます。	2月24日(水) - 2月26日(金) 3日間	30	
	海外への魅力的な情報発信【新規】	[(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。]	7月 8日(水) - 7月10日(金) 3日間	30	
	自治体の中小企業支援	地域経済が活性化していくためには、活力ある企業の存在が重要です。この研修では、地域産業を支える中小企業の重要性や、それを取り巻く環境を理解した上で、経営改善、販路・売上拡大や事業承継、新たな地域経済の担い手による起業・創業等について、事例や演習を交えて考えます。	8月24日(月) - 8月26日(水) 3日間	30	
	地域ブランドの育成と保護	地域には従来から存在する様々な産品があります。地域ならではの資源を改めて見直し、地域ブランドとして育成、発信するためのノウハウとその保護について理解を深め、地域の活性化につながる地域ブランド戦略を実践的に学びます。	9月10日(木) - 9月11日(金) 2日間	30	

産業振興

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）		予定人数	備考
			(年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)			
産業 振興	これからの農業を考える	農業をめぐる環境が大きく変わる中で、農業を稼げる産業とするのは、地域の活力を創造するためにも不可欠です。この研修では、農業の更なる成長に必要な異業種連携による資源、技術、知見等の活用、ロボット技術やICTを活用したスマート農業の推進、生産・流通システムの高度化等について、講義や先進事例等を通して学び、これからの農業について考えます。	11月25日(水) -	11月27日(金)	40	3日間
	地域が稼ぐ観光戦略～選ばれ続ける地域を目指して～ 【新規】	自治体の観光政策の中には、媒体の露出量や集客数を増やすことに重点が置かれており、現地にお金が発生せず、地割れとしてメリットが少ないケースもみられます。この研修では、地域を豊かにし、持続可能な観光事業を実現するため、「稼ぐ」ということに着目した仕組みづくりについて考えます。	1月13日(水) -	1月15日(金)	30	3日間
	自治体職員のためのデータ分析の基本～分析から政策展開へ～	【(3) 公共政策技法研修をご覧ください。】	2月 3日(水) -	2月 5日(金)	30	3日間
福祉	社会福祉法人制度と自治体実務【タイトル変更】	改正社会福祉法により、社会福祉法人には、一層のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が求められ、自治体等の指導監督機能も強化されています。この研修では、社会福祉法人が、住民から支持されるより良い事業やサービスを提供できるよう、自治体がどのように関わっていくべきか考え、監査のポイントや社会福祉法人会計の読み解き方を学びます。	4月20日(月) -	4月22日(水)	30	3日間
	社会的孤立の増加への対応	少子高齢化や核家族化等により、単独世帯の割合が増え、特に高齢者の単独世帯が増えることが懸念されています。このようの中、孤立死（孤独死）を身近な問題と感じる人の割合は、60歳以上の一人暮らしでは4割を超えると報告されています（平成30年版高齢社会白書）。この研修では、社会的孤立に対して自治体はどのように対応するか考えるとともに、社会的孤立が起こりにくい地域づくりについて考察を深めます。	6月24日(水) -	6月26日(金)	30	3日間
	保育士・幼稚園教諭のための保育行政～子育て支援施策の最新動向～	主に保育士及び幼稚園教諭を対象とします。保育制度、保育政策や子育て支援の現状や最新の動向、今後の方向性等について学び、これからの保育に関わる人材育成やこれからの保育園・幼稚園のあり方等を考えます。	7月29日(水) -	7月31日(金)	70	3日間
	これからの子育て支援～安心して子育てができるまちを目指して～【新規】	少子化対策、子育て支援業務に携わる市町村職員（保育士・幼稚園教諭含む）を対象とします。本格的な少子化・人口減少社会の到来を迎え、自治体は子育てをめぐる様々な課題に直面しています。この研修では、地域における子育て支援の現状や課題を把握し、先進事例等を通して、まちぐるみで支援する子ども・子育て支援について考えます。	8月17日(月) -	8月19日(水)	30	3日間
高齢者が安心して暮らせるまちづくり～医療と介護の連携を中心に～【タイトル変更】	団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、医療や介護の需要がさらに増大することが見込まれています。この研修では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、在宅医療と介護が連携し、地域全体で高齢者の自立生活を支える仕組みをどのように構築していくか考えます。	9月15日(火) -	9月17日(木)	40	3日間	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略-4月～12月・令和2年、1月～3月・令和3年)	予定 人数	備 考
福 祉	介護保険実務～制度と運用～ 【タイトル変更】	平成12年の施行以来、介護保険制度は時代の要請に応じて改正を重ねながら運用されています。この研修では、その成り立ちと制度の意義を改めて学んだ上で、制度全般についての理解を深めるとともに、先達事例や演習等により、地域の実情や時代のニーズに応じた介護保険の施策を企画立案できる能力の養成を図ります。	10月 5日(月) - 10月 9日(金) 5日間	50	
	住民の健康を考える～健康 寿命を延ばすために～	日本人の平均寿命は、男女とも80歳を超えています。その一方で、健康寿命は70歳程度と言われています。その間の約10年間は、医療・介護等のサービスが必要となる場合が多く、超高齢社会においては、健康寿命の延伸が喫緊の課題となっています。老いてもいきいきと自分らしく暮らせるよう、健康寿命を延ばすためにどのような施策が有効なのか、それぞれが自治体は何をすべきかを考えます。	11月25日(水) - 11月27日(金) 3日間	30	
	障がいのある人への自立支援	障がいのある人をめぐる法制度の動向や、社会状況を理解しながら、障がいのある人の自立を支えるための相談支援や地域生活支援事業のあり方、体制整備、地域協働の進め方等について学び、それらに対応した施策を企画・立案できる能力の養成を図ります。障がいのある人が個人としての尊厳を保ちながら安心して日常生活を送れる社会について考えます。	11月30日(月) - 12月 4日(金) 5日間	50	
	児童虐待への対応	予防、早期発見、早期対応が重要とされる児童虐待対応について、関係法令等を踏まえて、その対応方法を学びます。予防、早期発見のための施策や、いわゆるハイリスク家庭への適切なアプローチ法と支援策、市町村・都道府県・学校・警察等関係機関の役割とそれぞれの課題などを学ぶ講義・演習を実施します。この研修を通して、関係機関が効果的に連携・協力しながら、児童虐待の対応策を立案・実行できる能力の養成を図ります。	1月18日(月) - 1月22日(金) 5日間	50	
	生活困窮者の自立支援	生活困窮者が増加する中、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援が重視されています。この研修では、市町村に求められている相談支援事業等について考えることにより、生活困窮者の自立支援に必要な施策の企画立案・実施能力の向上を図ります。	2月 1日(月) - 2月 3日(水) 3日間	40	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

(5) 幹部職員等研修

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定） (年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
幹部職員等研修	女性リーダーのためのマネジメント研修 [実施回数2回]	女性職員が職場のリーダーとして、より意欲的に職務に取り組み、かつ業務の成果を挙げていくために、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶとともに、職場の活性化や部下の育成等、リーダーに必要とされるマネジメント能力の向上を目指します。また、演習では、女性リーダーとしての悩みや課題等について、全国から集まる受講者同士で議論していただきます。	第1回 7月13日(月) - 7月17日(金) 5日間 第2回 11月30日(月) - 12月 4日(金) 5日間	50 50	
	世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～	[(2) 国際文化研修の「海外戦略等」区分をご覧ください。]	7月16日(木) - 7月17日(金) 2日間	30	
	中堅職員リーダー研修	主として、中堅職員（係長級～課長補佐級）を対象とします。この研修では、中堅職員としての役割を認識し、グループ員や係員等の意見をまとめ、チームワークで成果を出すためのコミュニケーションについての技術を学びます。また、将来の自治体の姿をイメージし、中長期的な観点から、現状の分析、施策・計画等の策定、実行ができるようになることを目指します。	10月 7日(水) - 10月 9日(金) 3日間	30	
	シニアマネジャー研修～ダイバーシティの視点から～	主として、シニアマネジャー（課長級～部長級）を対象とします。自治体の幹部職員が、住民の信託に応え、効果的に業務を進め、仕事で成果を挙げたいためには、多様な人材を生かした組織づくり（ダイバーシティマネジメント）への取組方法のほか、これからの自治体経営のあり方と管理職の役割、部下指導、リスクマネジメント等について学び、マネジメント能力の向上を図ります。	10月14日(水) - 10月16日(金) 3日間	30	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。
 ※市町村議会議員の皆様は、議会事務局で取りまわすうえ、お申し込みください。

(6) 市町村長・議員等研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (年略、4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)	予定 人数	備 考
市町村長・議員等研修	市町村長特別セミナー 【地域経営塾】	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員を対象とします。短期(1泊2日)の研修期間で、「地域経営」に関連する様々な分野を取り上げ、創造性豊かな地域づくりなどにおける市町村の役割について考えます。また、(一財)地域創造との共催により、文化・芸術を通じた地域づくりに関する講演等を併せて実施します。	10月29日(木) - 10月30日(金) 2日間	40	総務省、内閣府、地方創生推進室、一般財団法人地域創造との共催を予定しています。
	トップマネジメントセミナー	市区町村長・副市区町村長及び部長級職員、議員を対象とします。市町村のあり方について考えます。	10月5日(月) - 10月6日(火) 2日間	60	
	市町村議会議員 特別セミナー 【実施回数 3回】	短期(1泊2日)の研修期間で、地方行財政・地域活性化・福祉など、最近の課題となっているテーマに関して集中講義を行い、今後の地方行政のあり方や議員に求められる役割について考えます。	4月16日(木) - 4月17日(金) 2日間 11月19日(木) - 11月20日(金) 2日間 1月25日(月) - 1月26日(火) 2日間	200 200 200	
	市町村議会議員 特別セミナー	短期(1泊2日)の研修期間で、地域活性化など町村の課題となっているテーマに関して集中講義を行い、地域づくりの取組の中で、議員に求められる役割について考えます。	10月1日(木) - 10月2日(金) 2日間	60	
	市町村議会議員研修 【5日間コース】	1期目の議員を対象とします。地方自治の仕組みや議会の役割など、議員として理解しておくべき基本的事項に加え、政策法務や自治体財政について基礎から学びます。	5月11日(月) - 5月15日(金) 5日間	50	
	社会保障・社会福祉	社会保障、社会福祉の分野について最新の動きを取り上げ、制度や問題について理解を深めながら、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考えます。	7月20日(月) - 7月22日(水) 3日間	60	
	地方議員のための 政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～	多様な住民のニーズに対応するため、議員が政策を提案し、条例を立案する能力が求められています。この研修では、政策法務に関する基礎的な知識について学び、ともに、条例立案作成演習を実施し、政策提案に必要な能力を養います。	8月19日(水) - 8月21日(金) 3日間	60	
	地方財政制度の 本と自治体財政	地方財政制度や自治体の財政運営に関する基本について学び、現在の地方財政を取り巻く状況を理解したうえで、それぞれの自治体の財政状況等について考えます。	10月13日(火) - 10月15日(木) 3日間	60	
	地方分権と自治体 の行政改革	地方分権改革の考え方や最新の動き、課題等について理解します。そのうえで、時代を早めた地方分権や行政改革について考え、主体的に政策を立案し、地域住民の暮らしや地域を創造する能力の向上を図ります。	10月21日(水) - 10月23日(金) 3日間	60	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。
 ※市町村議会議員の皆様は、議会事務局で取りまとのうえ、お申し込みください。

区分	研修名	研修の目標及び内容（予定）	研修期間（予定）		予定人数	備考
			(年略。4月～12月、令和2年、1月～3月、令和3年)			
市町村長・議員等研修	住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～	住民のニーズが多様化する中、議員には、住民の声を聞き、住民の代表としてそれらをより的確に施策に反映させることや、施策等を住民に分かりやすく伝えること等が求められます。この研修では、講義や演習を通して、対話や発信力等を中心にコミュニケーション能力のさらなる向上を目指します。	4月23日(木) - 4月24日(金)	2日間	60	
			5月18日(月) - 5月19日(火)	2日間	60	
	防災と議員の役割 【実施回数1回 →2回】	地震や集中豪雨等による災害に備え、平時からの防災の心構えや地域での連携の重要性について学びます。講義に加え演習等の双方向型研修を実施し、現在の防災対策に関連する諸課題について考えます。	1月7日(木) - 1月8日(金)	2日間	60	
			5月20日(水) - 5月21日(木)	2日間	60	
	自治体決算の基 本と実践～行政 評価を活用した決 算審査～ 【実施回数1回 →2回】	自治体決算の基本的事項と決算審査について学びます。 決算審査の意義や重要性を認識し、決算書類の審査のポイントや財政指標による財政分析、行政評価を活用した決算審査の手法について学び、適切な決算審査がでできる能力の向上を目指します。	7月1日(水) - 7月2日(木)	2日間	60	
			8月24日(月) - 8月25日(火)	2日間	60	
	自治体予算を考 える	自治体予算の原則・制度、歳入・歳出予算の基本的事項について学び、それぞれ自治体の財政運営について理解し、的確な予算審議ができる能力の向上を目指します。	11月4日(水) - 11月5日(木)	2日間	60	
			1月13日(水) - 1月14日(木)	2日間	60	
	議会改革を考える ～先進事例に学 ぶ住民参加・情報 公開～	議会改革を進めるための基礎的な事項等について学びます。講義に加え先進事例や演習を通して、議会改革について理解し、それぞれの自治体の議会改革について考えます。	7月16日(木) - 7月17日(金)	2日間	30	
			7月8日(水) - 7月10日(金)	3日間	40	全国市議会議長会、全国町村議会議長会の後援を予定しています。
世界情勢からわがまちの未来をつくる～トップマネジャーの方のために～	市町村の議会事務局職員を対象とします。議会の改革・運営等に必要となる基本的な知識や、衆議院・参議院・国会議員等に必要な専門的知識を習得することにも、分権時代の地方議会のあり方について理解を深め、実務遂行能力の向上を図ります。	7月8日(水) - 7月10日(金)	3日間	40	全国市議会議長会、全国町村議会議長会の後援を予定しています。	

※上記については、都合により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

要 請

【令和元年 11 月～令和 2 年 2 月】

沖縄県町村会が行った要請は、次のとおりです。

令和 2 年度 沖縄振興予算の満額確保に係る要請について

平成 24 年度に創設された沖縄振興交付金の活用により、沖縄の持続的な発展のための社会・生活基盤の整備に加え、産業や観光の振興、雇用の確保、離島の定住条件の整備及び子育て支援など、これまでの国庫補助制度の枠組みでは対応が出来なかった県民ニーズを反映した施策展開が可能となり、各町村においてもあらゆる分野で計画的に事業を推進しているところであります。

令和 2 年度は、残り期間が 2 年となる沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の総仕上げに向けて取り組む重要な年であります。

同計画に掲げる「沖縄らしい優しい社会の構築」と「強くしなやかな自立型経済の構築」は、沖縄県の全市町村において実現されなくてはなりません。

つきましては、県内全市町村の更なる各種振興を図るため、下記のとおり要請します。

記

- 1 令和 2 年度の沖縄振興予算について、概算要求額 3,190 億円の満額を確保すること
- 2 沖縄振興一括交付金について、概算要求額 1,188 億円以上の額を確保すること
- 3 離島活性化推進事業、北部振興事業を継続し、今年度以上の予算を確保すること

◆要請日：令和元年 11 月 21 日（木）

◆要請先：内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

自民党幹事長代行

自民党総務会長

自民党政務調査会長

沖縄振興調査会長

沖縄振興調査会副会長

自民党美ら島議員連盟会長

沖縄振興調査会幹事長代理

沖縄振興調査会幹事長代理

衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長

参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長

公明党幹事長

公明党政務調査会長

公明党幹事長代行

公明党沖縄方面本部長

公明党沖縄方面副本部長

公明党沖縄方面副本部長

日本維新の会共同代表

衛藤 晟一

稲田 朋美

鈴木 俊一

岸田 文雄

小渕 優子

古川 被久

細田 博之

とかしきなおみ

橘 慶一郎

菊田 真紀子

小西 洋之

斉藤 鉄夫

石田 祝稔

石井 啓一

遠山 清彦

秋野 公造

河野 義博

片山 虎之助

要 請

【令和元年 11 月～令和 2 年 2 月】

沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について

沖縄県の市町村国民健康保険事業につきましては、これまでも本県の特殊事情に配慮した支援をしていただき、感謝申し上げます。

また、平成 30 年度からの公費拡充についても御配慮をいただいております、重ねて感謝申し上げます。

本県市町村国保の平成 30 年度の財政状況は、一般会計から約 55 億円の法定外繰入、翌年度から約 34 億円の繰上充用を行っており、今般の制度改革に係る公費拡充により一定程度改善がされていますが、法定外繰入金は一人当たりで「13,389 円」もあり、依然として厳しい状況が続いております。

本県市町村国保が赤字となる大きな要因は、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される、前期高齢者交付金が少ないことによるものであります。また、本県市町村国保は、低所得者の加入割合及び負担能力のない子ども（20 歳未満）の加入割合が高いことなどから、保険料（税）の早急かつ大幅な引き上げは困難な状況にあります。

そのため、本県市町村は、国保の安定運営のため、やむなく、赤字補てん目的の法定外繰入を余儀なくされており、その総額は、平成 20 年度から 30 年度までの 11 年間で約 905 億円に達しております。

つきましては、国保制度改革を今後も円滑に推し進め、都道府県単位化による安定的な財政運営によって持続可能な制度を構築するとともに、沖縄県の市町村国保の構造的な課題の解消につなげられるためにも、沖縄の特殊事情に配慮した財政支援について、特段の御高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◆要請日：令和元年 12 月 19 日（木）

◆要請先：厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
県選出国會議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員

加藤 勝信
衛藤 晟一

西銘 恒三郎
國場 幸之助
宮崎 政久



会務の動き

令和元年12月～令和2年2月

◆沖縄県町村会

- 12月 1日 町イチ!村イチ! 2019【東京都】
3日 政調幹事会・災害共済事務連絡会議【東京都】
17日 令和元年度九州地区事務局長会議（～19日）【鹿児島県】
18日 沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について要請（～19日）【東京都】
18日 沖縄離島 ICT 教育の在り方に関する検討会（先進事例視察）（～19日）
【熊本県・宮崎県】
23日 令和元年度九州各県町村会長・事務局長会議（～24日）【佐賀県】
26日 第69回沖縄県振興審議会【沖縄ハーバービューホテル】
- 1月 6日 2020年「沖縄県観光新春の集い」【パシフィックホテル沖縄】
8日 市町村長研修会【市町村自治会館】
8日 年始会【市町村自治会館】
8日 「地域医療従事者」表彰選考委員会【市町村自治会館】
9日 第37回南部振興会表彰式・祝賀会、令和2年南部地区関係団体合同新年懇親会
【市町村自治会館】
10日 沖縄県地域振興協会第2回事業調査委員会【市町村自治会館】
12日 沖縄県町村会正副会長会議【市町村自治会館】
15日 町村長県外視察研修（～17日）【奈良県】
16日 沖縄県市町村振興協議会作業部会（第5回）【沖縄県庁】
20日 第3回沖縄離島 ICT 教育の在り方に関する検討会【東京都】
22日 沖縄県町村会正副会長会議【東京都】
22日 国と町村の道路政策に関する意見交換会【東京都】
22日 第56回海外地方行政調査団報告会【東京都】
23日 （一財）全国自治協会評議委員会【東京都】
23日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会・全国町村職員生活協同組合総代会【東京都】
23日 都道府県町村会正副会長交流会等【東京都】
27日 沖縄県全島緑化県民運動推進会議幹事会【南部合同庁舎】
30日 沖縄振興会議【市町村自治会館】
30日 沖縄振興市町村協議会【市町村自治会館】
- 2月 1日 第46回沖縄県保育研究大会【沖縄コンベンションセンター】
4日 沖縄県全島緑化県民運動推進会議【市町村自治会館】
5日 沖縄振興特別推進交付金特別枠事業評議会【沖縄県庁】
7日 沖縄県町村会理事会【市町村自治会館】

- 2月10日 第2回沖縄県CSF防疫対策関係会議【沖縄県庁】
- 13日 全国簡易水道協議会第2回事務局長会議【東京都】
- 13日 ちゅうちなー安全なまちづくり推進会議幹事会及びちゅうちなー安全なまちづくり推進会議表彰選考委員会【沖縄県庁】
- 18日 第49回定期総会（沖縄県町村議会議長会）【市町村自治会館】
- 20日 第190回沖縄県町村会定期総会【市町村自治会館】
- 20日 令和元年度「地域医療従事者」表彰式【市町村自治会館】
- 25日 政務調査会財政委員会（～26日）【宮城県】

◆沖縄県町村会災害共済事業

- 2月23日 示談代行制度の一部変更に伴う研修会（～24日）【東京都】

◆沖縄県町村交通災害共済組合

- 1月31日 加入推進活動（八重瀬町）【八重瀬町役場】
- 31日 加入推進活動（西原町）【西原町役場】
- 2月6日 加入推進活動（恩納村）【恩納村役場】

◆一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

- 2月7日 令和元年度第2回理事会【市町村自治会館】
- 21日 第14回定時総会【市町村自治会館】
- 22日 第20回講演会【市町村自治会館】

◆沖縄県離島振興協議会

- 12月20日 令和元年度急患搬送担当者会議【八重山合同事務所】
- 23日 「離島フェア2019」協賛企業訪問（～24日）【協賛企業】
- 25日 離島フェア開催実行委員会第4回幹事会【市町村自治会館】
- 1月28日 第5回沖縄地域離島の出張検査実施に関する連絡会【内閣府沖縄総合事務局陸運事務所】
- 2月5日 「沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業」添乗医師等への研修会【陸上自衛隊那覇駐屯基地】
- 6日 沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営会議協議会定例会【沖縄県庁】
- 7日 第150回沖縄県離島振興協議会理事会【市町村自治会館】
- 12日 全国離島振興協議会第4回理事会【東京都】
- 12日 離島振興に係る講演会及び意見交換会【東京都】
- 12日 離島振興懇談会【東京都】
- 13日 日本離島センター第2回評議員会【東京都】
- 20日 第136回沖縄県離島振興協議会定期総会【市町村自治会館】

◆沖繩県過疎地域振興協議会

- 2月 7日 第91回沖繩県過疎地域振興協議会理事会【市町村自治会館】
20日 第91回沖繩県過疎地域振興協議会定期総会【市町村自治会館】

◆沖繩県市町村総合事務組合

- 12月13日 令和元年度九州地区退職手当事務研修会【熊本県】
1月21日 全国町村議長会公務災害補償連合会連絡会議・理事会【東京都】
24日 全国退職手当組合協議会代表者会議【東京都】
2月 6日 全国町村議長会公務災害補償連合会臨時評議員会【東京都】

◆沖繩県町村土地開発公社

- 2月 7日 第143回沖繩県町村土地開発公社幹事会【市町村自治会館】
20日 第142回沖繩県町村土地開発公社理事会【市町村自治会館】





市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
市 部								
那 覇 市	シロ ア ミキ コ 城 間 幹 子	69	4.11.15	2	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市	マツ ガワ マサ ノリ 松 川 正 則	66	4. 9.30	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	52	4. 3.19	3	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町 14 番地
浦 添 市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	52	3. 2.11	2	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号
名 護 市	ト グ チ タケトヨ 渡 具 知 武 豊	58	4. 2. 7	1	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号
糸 満 市	ウエ ハラ アキラ 上 原 昭	70	2. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
沖 縄 市	クワ エ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	65	4. 5.11	2	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖縄市仲宗根 26 番 1 号
豊見城市	ヤマ カワ ヒトシ 山 川 仁	45	4.11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1
うるま市	シマ フク トシ オ 島 袋 俊 夫	67	3. 5.14	3	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
宮古島市	シモ ジ トシ ヒコ 下 地 俊 彦	74	3. 1.24	3	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良西里 186 番地
南 城 市	ズ ケ ラン チョウビン 瑞 慶 覧 長 敏	61	4. 2.11	1	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市佐数字新里 1870 番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤ ギ ヒサ カズ 宮 城 久 和	76	2. 4. 6	2	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地
大宜味村	ミヤ ギ ノリ ミツ 宮 城 功 光	69	4.10. 6	2	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地
東 村	トウ ヤマ マサ ノブ 當 山 全 伸	70	5. 4.26	1	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良 804 番地
今帰仁村	キ キョウ ハル キ 喜 屋 武 治 樹	69	2. 8.22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地
本 部 町	タイ ラ タケ ヤス 平 良 武 康	70	4. 9.20	1	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	54	5. 1.23	2	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	48	2.12.29	2	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	65	4. 4.16	2	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ フクロ ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	67	3. 4.27	2	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前 38 番地

- ※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ（市制施行）
- ※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生
- ※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生
- ※ H17.10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生
- ※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生
- ※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

〔2020(令和2)年3月31日現在〕

市町村名	市町村長	年齢	任期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
中 頭 郡								
読谷村	石嶺傳實 イシ ミネ デン ジツ	64	4. 2.28	3	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地
嘉手納町	當山 宏 トウ ヤマ ヒロシ	67	5. 2.17	3	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北谷町	野国昌春 ノ グニ マサ ハル	75	3.12.11	4	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町字桑江 226 番地
北中城村	新垣邦男 アラ カキ ケニ オ	63	2.12.21	4	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地の2
中城村	浜田京介 ハマ ダ ケイ スケ	57	2. 7. 3	3	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間 176 番地
西原町	上間 明 ウエ マ アキラ	73	2.10. 5	3	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城 140 番地の1
島 尻 郡								
与那原町	照屋 勉 テル ヤ ツトム	57	4. 5. 1	1	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地
南風原町	赤嶺正之 アカ ミネ マサ ユキ	68	4. 5. 8	1	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城 686 番地
渡嘉敷村	座間味秀勝 ザ マ ミ ヒデカツ	55	4.11.19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
座間味村	宮里 哲 ミヤ ザト サトル	52	3. 5.31	3	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味 109 番地
粟国村	新城静喜 シン ジョウ シズ ヨシ	67	2. 7.31	3	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	粟国村字東 367 番地
渡名喜村	桃原 優 トウ バル スグル	60	3.10.14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村 1917 番地の3
南大東村	仲田健匠 ナカ ダ ケン ショウ	61	4. 6.30	4	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南 144 番地 1
北大東村	宮城光正 ミヤ キ ミツ マサ	65	5.12. 3	6	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野 218 番地
伊平屋村	伊礼幸雄 イ レイ ユキ オ	72	3. 9.12	3	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地
伊是名村	前田政義 マエ ダ セイ ギ	76	4. 9.20	5	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地
久米島町	大田治雄 オオ タ ハル オ	64	4. 5.11	2	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地
八重瀬町	新垣安弘 アラ カキ ヤス ヒロ	64	4. 2.11	1	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地
宮 古 郡								
多良間村	伊良皆光夫 イ ラ ミナ ミツ オ	64	3. 7. 7	2	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地の2
八 重 山 郡								
竹富町	西大柵高旬 ニシオオマスロウジュン	72	2. 9.13	1	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1
与那国町	外間守吉 ホカ マ シュ キチ	70	3. 8.27	4	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国 129 番地

※ 41 市町村 (11 市 11 町 19 村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の

自動車共済

+

上乗せ

車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】

「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに依りて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL : <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館西館内

株式会社 千里 0120-731-087 ☎03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

(ちさと) お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？



みんなでグッジョブ運動
(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)って
どういうもの？

県民が一丸となって、
就業意識の向上を目指し
取り組む県民運動です。



●目 標：沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。

●計画期間：平成19年度～

●基本コンセプト：

みんなが生きがいを持って働く
自立した豊かな社会の実現



自治おきなわ 2020年4月号 (No.456)

2020年4月1日 発行

発行 **沖縄県町村会**

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集
責任者 **知念 政博**

印刷所 **有限会社 アイドマ印刷**
TEL(098)833-1122
